

令和3年 朝日村議会

# 12月定例会会議録

令和3年 12月8日 開会

令和3年 12月17日 閉会

朝 日 村 議 会

## 令和3年朝日村議会12月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (12月8日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○追悼演説	5
○黙  禱	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	8
○承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号までの上 程	8
○議案提案説明	8
○議案内容説明	14
○散  会	14
○署名議員	15

### 第 2 号 (12月15日)

○議事日程	17
○出席議員	17
○欠席議員	17

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○事務局職員出席者	17
○開 議	18
○議事日程の報告	18
○会議録署名議員の指名	18
○諸般の報告	18
○一般質問	19
高橋良二君	19
清沢正毅君	21
高橋廣美君	32
林 邦宏君	39
中村文映君	50
齊藤勝則君	58
塩原智恵美君	69
○散 会	85
○署名議員	87

### 第 3 号 (12月17日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
○事務局職員出席者	90
○開 議	91
○議事日程の報告	91
○会議録署名議員の指名	91
○諸般の報告	91
○常任委員長の報告	92
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	92
○承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号までの質	

疑、討論、採決	9 4
○追加議案 議案第 6 2 号の上程	1 0 0
○議案提案説明	1 0 1
○議案内容説明	1 0 1
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	1 0 2
○議員派遣について	1 0 3
○閉会中の継続調査の申出について	1 0 4
○村長挨拶	1 0 4
○閉 会	1 0 5
○署名議員	1 0 7

令和3年朝日村告示第64号

令和3年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月3日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和3年12月8日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

2番	高橋良二君	3番	清沢正毅君
5番	高橋廣美君	6番	林邦宏君
7番	中村文映君	8番	齊藤勝則君
10番	塩原智恵美君	11番	北村直樹君

不応招議員（1名）

1番 上條俊策君

## 令和3年朝日村議会12月定例会 第1日

### 議事日程(第1号)

令和3年12月8日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 (1) 会期の決定  
(2) 審議日程表
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情の報告  
(付議事件)
- 第 5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村一般会計補正予算(第6号)について)
- 第 6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村一般会計補正予算(第7号)について)
- 第 7 議案第49号 朝日村男女共同参画社会推進条例の制定について
- 第 8 議案第50号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第52号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第53号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第54号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第55号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第56号 村道路線の認定について
- 第15 議案第57号 令和3年度朝日村一般会計補正予算(第8号)について
- 第16 議案第58号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第17 議案第59号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第18 議案第60号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

て

第19 議案第61号 令和3年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）について

第20 承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号までの議案提案  
説明

第21 承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号までの議案内容  
説明

---

**出席議員（8名）**

2番	高橋良二君	3番	清沢正毅君
5番	高橋廣美君	6番	林邦宏君
7番	中村文映君	8番	齊藤勝則君
10番	塩原智恵美君	11番	北村直樹君

**欠席議員（1名）**

1番 上條俊策君

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條浩充君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 上條裕子君 書記 石田和香君



開会 午前 9時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

皆様にご報告申し上げます。

上條俊策議員より、本日体調が優れないため、今日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまから令和3年朝日村議会12月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

---

### ◎追悼演説

○議長（北村直樹君） 議事に入ります前に、前朝日村議会総務産業委員長でありました上條昭三議員が、去る10月6日、ご逝去されました。誠に哀悼痛惜の念に堪えません。

ここに弔意を表するため、追悼演説を行いたいと存じます。

議会を代表して、高橋廣美議員、お願いいたします。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ただいま議長からご報告のありましたとおり、上條昭三議員は去る10月6日、ご逝去されました。私はここに、皆様のご同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。

生者必滅は世の習いとは申せ、まだまだ意欲満々のあなたがこんなに早く旅立たれるとは、全く驚きでした。

あなたはこれまで、副議長、総務産業委員長を歴任され、議会の活性化、村政発展のためにご尽力されました。その背景には、商工会の一員として地域経済発展の一翼を担い、地域の資源を使って特産品を作るという信州匠選を取得するなど、常に前向きで研究熱心でありました。

平成24年から3年間は朝日村商工会長も務め、商工業発展に寄与し、その貴重な体験から

生み出された経営能力は、村議会議員活動の随所に発揮され、今後が期待されるところでした。

また、村の人口減少に歯止めをと婚活に力を入れ、春、秋、毎年そのイベントを行い、私も参加をし、貴重な勉強をさせていただきました。昭三さん、ご安心ください。一生懸命種をまいた結果、今、地域おこし協力隊のメンバーが引き継ぎ、成果を上げつつあります。これは、あなたの功績です。

まだまだたくさんありますが、あなたの偉大な功績は、私どもにとってかけがえのないとこしえの指針として、我々議員の心の中に深く残ることでありましょう。ここに謹んで上條昭三議員のご生前のご功績をたたえ、心からご冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉いたします。

令和3年12月8日、朝日村村議会議員、高橋廣美。

○議長（北村直樹君） これで、追悼演説を終わります。

---

#### ◎黙禱

○議長（北村直樹君） この際、故上條昭三議員のご冥福を祈り、1分間の黙禱をささげたいと思います。

全員ご起立願います。

[全員起立]

○議長（北村直樹君） 黙禱。

[黙禱]

○議長（北村直樹君） お直りください。

ご着席ください。

[全員着席]

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） それでは、本日の議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則 議員

10番 塩原智恵美 議員

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの10日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

10月13日、社会文教委員の林 邦宏議員から、総務産業委員に常任委員会の所属を変更し

たいとの申出がありました。議会閉会中でありましたので、議長において、林 邦宏議員を総務産業委員とすることを許可しましたので、報告します。

10月13日開催の総務産業委員会において、委員長退職により林 邦宏議員が委員会委員長に互選された旨、委員長から報告がありました。

10月13日、上條昭三議員の退職により1名欠員となっておりました議会運営委員について、議会閉会中でありましたので、委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より林 邦宏議員を議会運営委員に指名しましたので、報告します。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

定期監査結果報告及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

#### ◎承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号

##### までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、承認第10号及び日程第6、承認第11号並びに日程第7、議案第49号から日程第19、議案第61号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第20、ただいま提出されました承認第10号及び承認第11号並びに

議案第49号から議案第61号まで、議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和3年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議員、村民の皆様方には、常日頃よりむらづくりにご協力をいただきまして、感謝を申し上げます。

まず初めに、突然の訃報でありました上條昭三議員のご逝去に際しまして、心よりお悔やみを申し上げます。上條昭三議員の議員活動は、特に松くい虫の被害拡大防止や婚活の推進など、地域住民の生活に直結した課題提起を多くされ、村政へつながる貢献をされました。改めてご冥福をお祈りいたします。

お盆の長雨による林道への被害は、災害復旧予算を執行させていただきまして、比較的被害が少ない部分におきましては早い復旧となりました。鉢盛山林道の被災箇所は、来春にかけ修復工事を進めます。

土砂崩落が大きかった岳沢ですが、鉢盛山の初冬の様子を見ますと、雪が崩落部分につき、白く見える場所が以前に比べ、かなり増えてきたと気がかかります。県への相談の結果、鉢盛山の多くの沢に堰堤を54か所設けてあり、特に岳沢には5か所あり、崩落が下流へ与える影響はないとの回答でありました。また、県としても崩落箇所の修復の可否を含め、来年度以降検討するとのことで、今後も注視をまいります。

コロナワクチン接種ですが、5月の連休明けから10月末までに、対象者の90%、3,647人の方が接種を終了しました。12歳になりました小学6年生と未接種の方で新たに希望される方は、塩尻保健センターで接種をしていただいております。

接種の終了とともに、第5波は収束の兆しを見せておりますが、海外では新たな変異株オミクロン株が急拡大し、懸念すべき変異株に指定され、国内においても感染者が確認されました。オミクロン株は、感染力が高まる、ワクチン効果の低下、再感染リスクの増加が予想され、第6波も懸念されます。3回目のワクチン接種は、来年2月より、2回目の接種から8か月が経過した人から行い、終了は来年9月となる見込みです。村民の皆様への案内は、今後随時行ってまいります。

なお、接種日程が政府の方針により前倒しする可能性もあり、都度対応を取ってまいります。

す。

続きまして、9月定例会以降、動きのあった各課重要テーマについて、進捗報告をいたします。

初めに、総務課関係でございます。

第3次朝日村男女共同参画計画の推進につきましては、条例の立案を審議会で進めていただきました。答申をいただきましたので、今定例会でご審議をお願いいたします。

大規模災害発生時における村民生活を守る対策強化策として、朝日村商工会様と村内企業の東京堂様とで、支援活動に関する協定を結ばせていただきました。

次に、企画財政課関係でございます。

昨年実施した国勢調査の結果が発表され、朝日村の人口は4,279人、5年前の調査から183人の減少で、減少率はマイナス4.1%、65歳以上の高齢化率は32.1%で、県平均の32%と同程度でありました。第6次総合計画における2020年度チャレンジ目標人口は4,300人、それからは21人のマイナス、国立社会保障・人口問題研究所の2020年の予測人口4,172人よりは107人多く、人口維持対策が功を奏し、何とか減少カーブを低く抑えられていると思います。

第6次総合計画の令和2年度の進捗を外部評価委員に、210の事業と24の主要施策について行政評価をお願いし、結果を来年度事業に反映を図ってまいります。

旧役場庁舎と旧おひさま保育園の取壊しの進捗でございますが、解体設計業務が遅れ、解体設計業務の完成が12月の中旬になります。年度内には解体工事を発注し、年明けに地元説明会、年度末までに取壊しを完了する予定でございます。

新年度当初予算編成に入り、重点テーマを、感染症対策、人口対策のための基盤整備と子育て支援、地域防災計画、公共施設の老朽化対策、DXとSDGs（ゼロカーボン）、この推進の5項目といたしました。

次に、住民福祉課関係でございます。

コロナワクチン接種の関係は、先ほど述べたとおりでございます。

国の子育て世帯への臨時特別給付金10万円のうち5万円を、中学生以下の家庭には年内に、高校生の家庭には年明けに、また、5万円のクーポン券は年度末までに支給できるよう、ただいま準備を進めております。

マイナンバーカードの普及を図っておりますが、1,680人に交付ができ、交付率は37.5%まで上がってまいりました。これは、県下では18番目の数値でございます。

次に、建設環境課関係でございます。

東電道路において、雨水が排水路からあふれ、畑を侵食する問題でございますが、10月から調査測量設計業務に着手をいたしました。来年度の工事を予定しております。

10月2日に、村内における交通死亡事故ゼロ6,000日を達成いたしました。約16年間の偉業であり、県内では4番目の記録となります。しかし、村民の村外における死亡事故、この関係は発生しておりますので、もろ手を挙げて喜ぶわけにもいきません。今後は、村内外で死亡事故ゼロ1万日を目標に掲げたいと思っております。ぜひ村民の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、産業振興課関係でございます。

松くい虫の関係ですが、今年度の被害は前年度比160%と急拡大しております。そのため、防除対策の基本方針を対策協議会で協議の上、変更することといたしました。

標高1,000メートル以下を守る松林と決め、従来どおり、被害木は伐倒・薫蒸処理をいたします。1,000メートル以上の松林は、被害の拡大がないか注視をまいります。

毎年発生している区域、そこの1,000メートル以下の松を全て伐採し、樹種転換を図るということに方針を決めました。この区域は、鎖川左岸の松の木橋から最終処分場までの松林と古見の横出ヶ崎から芦ノ池間の松林です。樹種転換につきましては、地権者の方と今後協議を進めてまいります。

松枯れに関する財源ですが、今までは森林環境譲与税、これを活用してまいりましたが、限度があるため、今後は被害地認定を受け、国・県の松くい虫対策の支援制度を活用してまいります。

あさひプライムスキー場ですが、12月25日オープンに向け、諸準備を行っております。ご家族でご利用をお願いしたいと思います。

次に、教育委員会関係でございます。

小学校関係ですが、コロナ感染も小康状態になりましたので、修学旅行、音楽会、社会見学、2年ぶりの授業参観などを行いました。

第2次教育大綱策定の進捗ですが、4回の検討委員会を重ね、基本理念、教育目標、基本方針がまとまりましたので、今月末に総合教育会議で最終協議を行う予定でおります。

縄文むら公園リニューアル事業につきましては、検討委員会で近隣公園の視察などを行い、来年度、デザインを行う段階となりました。美術館、資料館と連携し、親子やお年寄りが集える公園を目指し、整備を進めてまいります。

公民館活動ですが、分館役員の選出が厳しいなど難しい状況のため、現在アンケートを行

っており、村民の声を聞き、公民館活動の在り方を検討してまいります。

次に、土地開発公社関係でございますが、向陽台第3期分譲の販売状況、25区画中14区画が契約済みであり、商談中が4区画でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決処分2件、条例7件、道路1件、予算5件の計15件でございます。

初めに、承認第10号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきましては、既定の予算に940万円を追加し、総額予算を29億740万円としたものでございます。主な内容は、県議会議員補欠選挙費、新型コロナウイルス対策事業費に伴う増額でございます。

次に、承認第11号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第7号）の専決処分につきましては、既定の予算に3,610万円を追加し、予算総額を29億4,350万円としたものでございます。主な内容は、子育て世帯等臨時特別支援事業費に伴う増額でございます。

次に、議案第49号 朝日村男女共同参画社会推進条例の制定につきましては、男女共同参画社会の実現に向けたむらづくりを進めるため、朝日村男女共同参画社会推進条例を制定するものでございます。

次に、議案第50号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、法律に基づき、朝日村立朝日小学校運営協議会規則により、小学校運営協議会を追加するものでございます。及び、男女共同参画社会推進条例の新規制定に当たり、附属機関条例の別表を規定し直すものでございます。

次に、議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法律に基づき、朝日村立朝日小学校運営協議会規則により、小学校運営協議会委員を追加するものでございます。

次に、議案第52号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、法令等の改正に伴い、未就学児の均等割保険税について、減額規定を追加するものでございます。

次に、議案第53号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、法令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するものでございます。

次に、議案第54号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例につきましては、朝日村簡易水道の経営健全化を図るため、使用料の額の改定を行うものでございます。

次に、議案第55号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例につきましては、朝日村下水



道事業の経営健全化を図るため、使用料の額の改定を行うものでございます。

次に、議案第56号 村道路線の認定につきましては、民間宅地造成により整備された道路を村道として認定するものでございます。

次に、議案第57号から第61号までは補正予算でございます。

初めに、議案第57号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億5,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,550万円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税1億8,533万円、国庫支出金1,782万円、前年度繰越金5,263万円、村債を1億1,200万円減額するものでございます。

歳出の主なものは、財政調整基金積立金1億1,083万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,355万円、介護保険特別会計繰出金506万円、松くい虫防除対策事業415万円の増額によるものでございます。

次に、特別会計の補正予算の主な内容でございます。

議案第58号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,395万円とするものでございます。主に、財政調整基金積立金の増額によるものでございます。

次に、議案第59号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに4,992万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,732万円とするものでございます。主に、保険給付費、基金積立金、介護給付費交付金等、返還金の増額によるものでございます。

次に、議案第60号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ66万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,296万1,000円とするものでございます。主に、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

次に、事業会計の補正予算でございます。

議案第61号 令和3年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出に100万円を追加し、総額を2億7,022万円とするものでございます。主に、プユアラインあさひ汚泥棟施設修繕費の増額によるものでございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及び担

当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

#### ◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第21、承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 2時06分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時06分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会12月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和3年12月15日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

---

出席議員(8名)

2番	高橋良二君	3番	清沢正毅君
5番	高橋廣美君	6番	林邦宏君
7番	中村文映君	8番	齊藤勝則君
10番	塩原智恵美君	11番	北村直樹君

欠席議員(1名)

1番 上條俊策君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條浩充君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君 書記 石田和香君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

上條俊策議員より、本日体調が優れないため、今日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

2番 高橋良二議員

3番 清沢正毅議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせします。お含みおきください。

---

◇ 高 橋 良 二 君

○議長（北村直樹君） 最初に、2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

私は、1問だけ質問いたします。

公民館館長、副館長について。

現在、公民館館長は、3期5年目に入っています。今までは1期2年です。適度な人材がいなかったのか分かりませんが、本人も言っていました、そろそろ交代の時期に来ているのではないのでしょうか。早めに人材を探すのはいいことです。あっという間に1年間は過ぎてしまいます。各区長に相談し、持ち回りではいかがでしょうか。

副館長もしかりです。男女共同参画の世の中、女性の公民館長でもよろしいのではないか、お考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、高橋良二議員のご質問にお答えいたします。

公民館長の再任につきましては、決めはございませんが、現館長におかれましては、大きく2つの要因があつて、長期にわたりお願いをしております。

1期目から2期目をお願いした背景ですけれども、1期目の半ば頃から、人口の減少等々で、地区で役員を選出ができないという課題が表面化してまいりました。いろいろ対応策を進めていただきましたけれども、結論が持ち越しとなり、公民館活動の根幹を揺るがす事態のため、対応策をお願いするために、引き続き2期目をお願いいたしました。

その後、同じ年ですけれども、新たに分館活動を休止したいというような申出もあり、それらへの対応も行っていただきました。

3期目をお願いした理由は、2期目の継続課題、ただいまのような継続課題を含め、コロナ禍、一切の公民館活動が中止となりまして、今後、公民館活動の継続を危惧いたしました。公民館活動の在り方も結論に至りませんし、コロナが正常に戻ったときに活動の再開ができるよう、無理を言ってお引受けをいただきました。

人材がないという件ですけれども、各区持ち回りは、それまで暗黙のルールがございまして、5年ほど前まで、各区持ち回りで行っておりました。思い起こすに、清澤館長が就任する年には、たしか西洗馬が回り番であったと思います。

ただ、いろんな人にお声をかけて、いろいろお願いをしてきたんですけれども、村内中で、結局人がおりませんで、公民館館長の受け手がいないという時点で、本当にぎりぎりの段階でしたけれども、そういった回り順を度外視をして、現館長に就任をしていただいたという記憶がございます。

副館長を本当は経験して、そして館長にという流れでいきますと、スムーズな人の人選もできるし、継続した課題もできるしということで、そういったことがいいと思いますけれども、今まで朝日村の中では、そういったルールはまだできていません。ですから、今後はそういったことも含め、検討する必要があるかと思います。

それと、副館長の件ですけれども、ただいま、館長が女性でもというようなお話でしたけれども、ただいま村民と行政の協働ということですか、男女共同参画ということを進めておりますので、女性の館長でも全然問題はないということだと思います。

それと、先ほど議員おっしゃられたように、そろそろまた任期が迫っていますから、次の人選ということも考えるに、例えば公民館活動のような、こういった幅広い文化活動ということであれば、公募のようなことも検討する余地はあるのかなというふうにも思っております。

いずれにしても、公民館館長の役職だけでなく、いろんな委員を村民の方をお願いしていますので、ぜひ村民の皆様のご協力をお願いしたいと思っています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） ただいまの細々とした答弁、ありがとうございます。

できるだけ早い時期に人材を探していただいて、次につなげるようなスタートが切れれば、一番いいんじゃないかというふうに思いますんで、特に女性館長も含めて、検討のほうをお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、質問を2問させていただきます。

最初の質問でございますが、古見山際への進出企業の環境リスクアセスメントについてでございます。

11月17日の議会全員協議会で報告を受けた古見山際への進出企業についてですが、現在、横浜市港北区にある従業員40人規模の自動車部品製造メーカーであるとお伺いをしました。朝日村にとっては、新たな税収確保及び村の産業振興の発展と雇用の創出などに結びつき、村の活性化と発展に大きな効果が期待できるものであり、大変歓迎すべき、ありがたい話であると捉えております。

そんな中、当該企業の朝日村への進出移転の背景を伺うと、現在の横浜工場周辺が住宅密集地になってしまい、近年、近隣住民から騒音・振動等に関わる苦情が強くなってきていて、横浜市からも移転要請の打診が何回となく当該企業に来ていたことが、工場移転の背景であると聞いております。



そして、朝日村の用地が候補となったのは、安曇野市明科に当該企業の関連工場があるため、製造連携を密にするため、明科の近隣に工場用地を探しており、朝日村の古見山際の土地がその条件にかなったとのこととあります。地主との契約は6月に終了しており、既に11月から建築工事に着手し、操業開始が来年、令和4年5月予定と聞いております。

今回進出される企業の業種は自動車部品製造業ですので、金属金型加工が主であり、300トンプレスや200トンプレスを使用する工程や、製品洗浄工程等に危険物や有機溶剤、特定化学物質、毒劇物など、いずれかの危険有害物が使用されるのではないかと考えられます。したがって、当然、大気汚染や工場排水及び騒音・振動等の環境リスクが懸念されるため、事前に村産業振興課及び建設環境課において、環境リスクアセスメントを行う必要を強く感じます。

そこで、次に項目について伺います。

1つ目ですが、今回の進出企業の移転の背景が、近隣住民からの騒音・振動等の苦情が要因であるだけに、村として事前に当該企業と環境リスクアセスメントを行い、工場建設段階から振動対策への耐震化構造、騒音防止構造、工場排気・排水処理施設の設置等、環境リスクへの対策を確認しておく必要を強く感じますが、村としてはどのように判断をされているのか。

2つ目ですが、今回の古見山際の工場用地は、横出ヶ崎団地やアイリス古見団地などからは多少離れておりますが、騒音・振動による直接的な地域住民への生活影響は心配しなくてもよいかもしれませんが、大気汚染や工場排水は近隣住民にも関係してきますので、環境リスクアセスメント結果に基づき、村が仲介して古見区及び近隣住民への事前説明会を実施する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3つ目ですが、場合によっては、村が仲介し、地元地区との公害防止協定を結び、環境リスク項目の自主管理基準、法定よりも低い管理値を定めて、地元地区への定期報告の機会を設けることも視野に置くべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清沢正毅議員ご質問の古見山際の進出企業の環境アセスメントにつきまして、私からお答えさせていただきます。

1 番目のご質問、環境リスクへの対策の確認につきましては、企業の説明では、自動車部品のプレス加工が主体であり、商品洗浄工程というものはなく、危険物の取扱いはないと聞いております。また、耐震化構造、騒音防止構造につきましては、特にその部分に特化した建設ではないものの、一般的な対策が施された構造であると聞いております。

なお、企業とは朝日村公害防止及び環境保全協定を締結しており、周辺的生活環境を損なわないよう、関係法令の遵守をお願いしております。

次に、2 番目のご質問であります。

近隣住民への説明につきましては、新聞報道後、横出ヶ崎地区の地区長及び工場建設地に近い近隣の住民の方よりご連絡をいただき、お二人と役場において、現在役場で分かっている範囲の会社の概要と、今回締結した朝日村公害防止及び環境保全協定のご説明を行いました。現段階では、地区への説明は行わなくてよいとのご返答をいただいております。

また、今後、区・地区で説明会の要望がありましたら、企業側と連絡を取り、実施していきたいと思っております。

それでは、最後に、3 番目のご質問です。

地元地区との協定などにつきましては、先ほどご説明申し上げた朝日村公害防止及び環境保全協定で、まずは村が窓口となって、企業の報告を受けていきたいと考えております。区及び地区から公害防止協定の希望がありましたら、企業側には村から働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢正毅議員。

〔3 番 清沢正毅君登壇〕

○3 番（清沢正毅君） それぞれの回答をいただきました。

既に当該企業とは、村のほうはいろいろお話をしているということで、今報告をいただきましたが、特に洗浄工程とかいろいろもなく、危険物は特に使っていないということなんです。ただ、やっぱり気になるのは、引っ越ししてくる移動の理由、背景、これがやっぱり振動・騒音というところが、これは横浜の現在ある場所は、工場のすぐ脇まで住宅が密集しちゃったということで、多少の影響はあったようでございますけれども、今回の場所は多少離れていますから、騒音・振動ということに対しては、そんなに心配しなくてもいいのかもしれないんですが、通常、一般的な振動防止対策だとか騒音防止対策、これは対応しているということでもありますけれども、一応きちっと、私の考えなんです、やはりその辺が確実に

対応されていて、どういうふうに行われているか、こういったところは確認をして、先ほど2番目のところでお答えいただきましたが、近隣の地区長さんとか住んでいる皆さんとの話はされているようですけれども、実際として、本当にデータとかやっている内容、それが、3つ目のところでご回答いただいている朝日村の公害防止協定、基準でしたっけ、それに適合した形で取決めをしているということなんです、きちっとその辺を地区に説明していただく機会を持ったほうがいいのではないかと思います。

2番目の回答のところでは、特に説明は必要ないという地区の回答をいただいたということなんです、やっぱりその辺は、きちっとやっておく必要性がある。安心・安全のためには、一旦形だけ、形だけという言葉はよくないです、今後のこともありますから、その辺のデータを示して、こういう対策が取られていますよというところをきちっとやる必要性があるのではないかと思います。

そういう意味では、環境リスクアセスメント、これをこういうふうにして、実際にこう対応されていますという説明会は、持って行く必要があるだろうと。

それから、朝日村の公害防止協定、名前がちょっと正しいかどうか分かりませんが、そういうものを必ず設置していくとした場合に、その後、定期的な地区との報告会とか、そういうものをどういうふうに行っているのか。その辺について、再度お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 清沢議員の質問にお答えしますけれども、基本的に、村が工場が進出してくるときに聞いたお話では、前のところが周りが住宅地になったもので、前々から多分その、そういう工業団地が移転するというようなことが、市のほうと前々から話があったということは聞きましたけれども、苦情が要因というのは聞いていません、苦情があったということはね。

それで、今現在あるルールに基づいて、村もいろいろ見ておりますので、工場ができて稼働が始まる前に、1回そういった現地説明会とか、工場を見てもらうという機会を設ける中で、不安があったら、じゃどうするかというようなステップを踏んでいきたいと思っておりますので、今、何しろ工場、基礎工事が始まったばかりで、そういった見学会も今はできないと思っておりますので、工場ができて稼働が始まる前に、そういった機会を1回持ちたいと思っておりますが、

それでいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 近隣の苦情の件なんですけれども、実はこの工場がこちらに進出してくるその背景の話は、あるちょっと仲介業者がいまして、それが私のたまたま知り合いだったもんですから、詳しくそんなところを伺ったり、明科の工場との関係とか、そういうのも伺っていたというのが背景ですので、頻繁に来ていたということではないですが、最初は工場用地は周りに何もなかったんですけれども、そのうちにどんどん密集してきたという背景で、苦情は多少やっぱり来ている。企業ですから、どうしてもそういうのはあるはずなんですよね。市から移転要請も、そういった背景の中であったという情報をいただいていたというのが背景です。

今、村長からお答えいただきましたように、今、建設工事が始まっていて、見る段階ではないんですけれども、そうはいっても、先ほどちょっと、私の経験上からいくと、民間企業で新たな場所に工場を建てるという窓口をやっていました。地区との協定とか事前打合せとか環境アセスメントというのを体験してきている。そういう中から、工場を建てる段階、そのときに、やっぱり耐震化がどうなっているか、騒音防止がどうなっているのか、排水処理の対応がどうなっているのか、問題があれば建築工事の段階から対応していくという、そんなようなことが過去、経験上あったものですから、建設が完成しちゃってから見て、あそこが問題、ここが問題というのは、非常に対応しづらいところがあるもんですから、できたらやっぱり事前にそういうアセスをして、対応できているかいらないか、できているのであれば全然問題ないし、多少問題がありそうだったら、ぜひそれに対して対処していただきたい。

こういうことをやってもらいたいというのが、リスクアセスメントですので、一旦、打合せはもうしているようですから、それで、建設環境課長のほうで内容も見て、朝日村防止協定にもかなっているということも先ほど伺いましたから、それをきちっとやってもらっているということを、地区には説明してやる必要性だけはあるのかなというふうに思いますので、その辺ぜひお願いをしたい。

もう一つ、その防止協定の内容で、きちっと対応されていますというのを、はっきりした段階でも、ちょっと議会にも教えてもらいたいなというところはお願いをしたいと思います。

いずれにしても、今後、やっぱり地域住民とトラブルなく、きちっと地区に愛される企業活動、事業運営、こういったものがされていくことが一番ベターですから、やっぱり地区と

の絡みを大切にして、さらなる企業発展に貢献できるように対応できるよう、村としてできる限りの対応策はしていただきたいなということをお願いして、1問目は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

集落支援員活動の現状と今後ということでございます。

村では、今年3月に協働のむらづくり指針を制定し、住民と行政の協働の下、地域の実情や時代に対応した集落の維持及び活性化対策、移住・定住の促進等を推進するために、集落支援員設置要綱を定めて、集落支援員の活動を新たにスタートいたしました。

そして、集落支援員の規模を3名程度として募集を行い、現在、2名の方が7月に採用されました。集落支援員の任務は5項目ほどありますが、現在は優先して、地区自主防災会への加入促進活動に取り組んでおられます。

しかし、3名採用の予定であります、残りの1名の採用が進んでいないことから、地区自主防災会への加入推進活動も、一部の地域については手つかずの状態であります。村全体での自主防災立ち上げのバランスを逸しているのが現状であります。

この現状を踏まえ、今後の集落支援員制度運用のさらなる充実と活性化を鑑みるに当たり、以下の内容について、幾つかお伺いをいたします。

1つ目ですが、現状採用されていない1名の採用について、どう対応していくのか。そして、現在手のついていない一部の地域の自主防災会への加入推進は、いつまでにどのように取り組んでいくのか。

2つ目ですが、以前にも提案をさせていただきましたが、採用に苦慮されている要因の一つとしては、支援員の勤務条件に無理があるのではないかと私は考えます。人生経験の豊富な方で、地域の実情に精通している方を採用対象と考えたとき、多分、現役勤務を終了され、年金生活に入られている方がターゲットになると思います。そうした場合、週5日でフルタイム拘束されている現状の勤務に無理があると私は考えます。

現状の業務量をヒアリングしましたが、やはり週5日でフルタイム勤務で取り組むほどの業務量はない、むしろ余裕時間が発生しているというのが現状のようであります。もっと弾

力性のある週3日ぐらいの勤務であるとか1日3時間から4時間勤務など、フレキシブルな勤務体制が選択できる条件にしたらどうか。

3つ目ですが、現状の集落支援員さんの任期も、来年3月末で任期期間が満了となります。現在の方が雇用延長されて、活動継続していただくことが一番ありがたいわけではありますが、万一にも雇用延長を希望されなかった場合を考えたとき、前述でも述べたように、人生経験の豊富な方で地域の実情に精通している方を採用対象と考えると、今と同様に採用困難が予測されます。

来年1月にも、現在勤務されている集落支援員さんとの面談を行い、4月から集落支援員活動に支障を来すことのないよう、今から採用対象となる人材要件の幅を広げ、体制に万全を期す必要があると考えますが、いかがか。

以上3点でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 清沢正毅議員ご質問の集落支援員活動の現状と今後について、私からは、初めのご質問の現在未採用となっている支援員の対応と自主防災会への加入が進んでいない地域の対応について回答させていただきます。

初めに、現在未採用となっている支援員の対応についてでございますけれども、現在も支援員を選定中でございます。

なお、来年4月1日からの集落支援員について、この11月末までに公募しましたところ、応募者がございましたので、今後選考を予定してございます。

次に、自主防災会への加入が進んでいない地域の対応につきましては、全村民が自主防災部会へ加入することを基本的な目標として取り組んでおり、集落支援員が配置されている古見区、西洗馬区では、新しい自主防災部会を、今までの地区を基本とした方式と複数の地区を統合した方式、地区が構成されていなかった地域へは、新しく自主防災会部会を構成する方式、各区でこの方式を選択して、また、自主防災会の名称を、今までの地区名から第1部会、第2部会といった名称へ変更し、組織づくりを現在進めております。

議員ご指摘の加入推進が進んでいない地域におきましては、自主防災会の単位の扱い、名称を古見・西洗馬区と同様とすることにつきまして、来年の4月までに各区内において協議を進めていただく旨を各区へ依頼しております。

全村民の自主防災部会加入を今年度中に完了することは非常に難しい状況ではありますが、今後も各区、各地区と協議を重ね、推進してまいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうからは、清沢議員のご質問の2つ目のご質問と3つ目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、2つ目のご質問、集落支援員の採用に当たりまして、もっと弾力性のある週3日ぐらいの勤務であるとか1日3時間から4時間勤務など、フレキシブルな勤務体制が選択できる条件にしたかどうかというご質問でございます。

集落支援員につきましては、清沢議員おっしゃられますように、住民と行政の協働の下、集落の維持と活性化対策、移住・定住の促進等を推進するために設置することといたしまして、本年度、要綱を策定し、会計年度任用職員として採用してまいりました。

採用に当たりましては、専任の集落支援員として、担当する区ごとに3名の募集を行い、7月に2名の採用が行われましたが、1名の採用が進んでいない状況でございます。

勤務条件としましては、集落支援員の業務のうち、特に地区自主防災会への加入促進活動に相当の業務量が見込まれることから、それらの業務量を勘案する中で、集落支援員の勤務条件につきましては月給制、それと、勤務時間につきましては、常勤職員の勤務時間とほぼ同じ勤務体制としてきたところでございます。

しかしながら、残り1名の採用が進まない状況でございます。清沢議員がおっしゃられますように、業務の内容のほか、勤務条件で採用に至っていない部分もあろうかと思えます。短時間の勤務になりますと、常勤の勤務とは異なりまして、報酬は時給制、また、時間外の勤務も、時間外勤務手当でなく時給となるなど、勤務条件も異なってまいりますけれども、勤務時間的にそうしたほうが働きやすいという方もおられるかと思えますので、改めて勤務体制を柔軟にした募集については、今後検討してまいりたいと思えます。

また、集落支援員につきましては、国の特別交付税制度の措置があり、専任の場合は最大430万円、ほかの仕事や役職と兼務する兼任の場合は40万円の交付税措置がございます。兼任の場合でも、週15時間30分以上の勤務があれば、専任と同額の交付税措置が受けられる制度となっております。別の仕事をお持ちの方でも、そちらの勤務時間が少ないようでしたら、兼任で集落支援員をやっただけのケースというのものもあるかと思えますので、こうした兼

任の任用につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

続きまして、3つ目のご質問でございます。

来年度の集落支援員の採用についてでございます。

集落支援員につきましては、村の会計年度任用職員としての採用となるため、任用期間は1年ごとの採用となります。来年度の集落支援員につきましては、先ほど総務課長のほうから答弁がございましたとおり、会計年度任用職員として、11月末までに3名の募集を行いましたが、応募はあったようでございます。

この集落支援員の募集につきましても、今回、1日7時間30分、週5日の常勤の勤務で採用を行っております。期限の11月末までに応募された方につきましては、今後面接等が行われ、選考が行われることとなると思います。

そこで、募集の3名が確保されなければ、再募集ということになると思いますけれども、再募集に当たりましては、先ほどの短時間勤務など、緩和した勤務条件の募集につきましても検討してまいりたいと考えております。

また、現在勤務されている集落支援員さんが引き続き集落支援員さんをやっていただくのが一番だと思いますので、引き続き雇用延長していただけるよう、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ご回答いただきました。

最初の内容についてですが、来年度の募集について、応募を11月までにやったということで、その中で応募がありましたと。3名のうち何人あったかは、まだお答えいただけていませんが、これは一つの常勤での条件で募集していて、採用といいますか、応募があったということですので、非常にありがたい話だなと思いますが、地区防災会への加入推進を一番、今、重要視してやっただけで、それが今年度末までには、なかなか実施が難しいと。多分、今、区長会と一緒にいろいろ話をして、進めていただいていると思いますが、いつ頃までに、やっぱりある程度めどをつけて、自主防災会のある程度体制づくりをしていくか。この辺については、多少スケジュールは明確にしながら、いつまでにやっただけかということ、できるだけ明確にしてもらったほうがいいかなと。

そのためのツールとして、今、集落支援員さんに活躍してもらっているんですけども、



なかなか集落支援員さんだけに頼っていても、難しいところがあるかなというふうに思います。ですから、早めにやっぱり自主防災会というのは確立していかなきゃいけないとした場合に、集落支援員さんのできない範囲をどういうふうにカバーしていくか、こういったところも、村としては、考えておいていただく必要性があるんじゃないかなと。

例えば、職員の中でそういうことができる人を育成して、職員の職務の一端としてカバーする部分を担当していくとか、そんなことを考えていかないと、多分このまま集落支援員さんの絡みだけで自主防災会の加入促進を進めていても、なかなか時期が難しいのかなと。来年4月までにはできないような予測を先ほどされていましたが、そうはいつでも、やっぱり自主防災会というのは早め早めに確立をして、防災体制を構築していかなきゃいかんということがあると思いますから、その辺の対応をちょっと考えていただく必要があると思います。村としてはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） お答えいたします。

自主防災会というものをやっていこうというふうに決めてきた理由の背景がございます。一番最初は、地区未加入問題、そして、他地区に住んでいるんだけど、そのたび元の地区へ戻る、そういったものを最初は解決しようじゃないかということで、区長はじめ、いわゆる区長会で去年度さんざんもめました。これは在り方検討会というようなものを設けてね。

ただ、結論が出ず、そうしたら、何が一番そこで不具合が起きるかといった場合には、大災害、激甚災害が起きたときに、今の前の体制では、地区長も区長も人員把握ができないというようなことが浮き彫りになっていまして、そうしたら、地区未加入問題だとか、または全然地区に入っていない人だとか、そういった方たちを、取りあえず命を守るというような組織にして、そしてステップ的に将来につなげていこうというのの第1ステップが、自主防災会への加入促進をしようと、組織をつくろうということになってきたわけです。

今、集落支援員さん2人、西洗馬区と古見区、一生懸命頑張ってもらって回っていますが、今まで区に、または地区に全然未加入の人を対象的に加入促進を図っていますが、最終的に100%というわけには全然至っていないというのが現状であります。

ですから、取りあえずは現状のまま進めさせていただいて、納期も、じゃ100%になるの

を納期と切るのか、ちょっとそこまでは今ははっきり言えませんが、ある程度の組織づくりができたところで終了ということにしますので、何とかこの2区については、今年度中にある程度のめどがつけられるように、今、支援員さんは頑張っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それと、支援員さんの公募をしましても集まりません。議員も一生懸命骨を折ってもらって、集まらなかったというようなこともあれですけども、1名、この集落支援員制度というものに魅力を感じて、応募した方がございます。これは、たしか女性で、朝日村外の人です。年もまだ若いです。地区がこういうようなことをやろうとしているということを私もやってみたいというような方でございまして、そういった方も、今後面接が多分、総務を中心に行われると思いますが、やる気次第では、そういう方の力もある程度、新鮮味があっついんじゃないかなというふうに思っています。

それと、職員が少し任務に当たったらどうかということですけども、その辺も今後、職員の定数だとかいろいろ諸問題がございますので、一概にできませんじゃなくて、今後は検討していきたいというふうに思います。

いずれにしましても、すんなりいく話じゃありませんので、あと小野沢地区と針尾地区とまだ残っておりますし、そっちは来年度に向けて、ちょっと鋭意努力をしたいというふうに思っています。

まとまった返答になっているか分かりませんが、以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。

私もちょっと、集落支援員という言葉のほうから少し外れちゃいますが、自主防災会、とにかく防災対応については、やっぱり早め早めのほうが実際にはいいわけですので、それを実現するのを、今月末までは今年度、西洗馬、古見は何とか体制づくりをしたいと。針尾、それから小野沢、入二も入っているのかな、そういったところについては、その後のステップだということですが、できるだけある程度、いつ頃までに築いて、朝日村防災体制を確実にしていきたいというのは、多少計画の期限といいますか、いつ頃までにはやりたいというところはある程度持ちながら、取り組んでもらうというのがベターだと思いますので、ぜひその辺はお願いしたいなど。

それから、自主的に女性の方が今応募されてきている、集落支援員業務に、ぜひやってみ

たいというチャレンジ精神で応募されているという方がいるということは、非常にありがたい話だなというふうに思います。こういった方が村内にもほかにいて、ぜひ応募してくれるということを期待をしたいというふうに思うんですが、やっぱりなかなか、私自身もいろいろ当たるんですけども、業務内容と経験だとかいろんな部分では、難しいところが予測されます。

懸念するのが、4月以降の、本当に集落支援員体制が充実して、さらに活動が活性化していくかというところを懸念するものですから、こういった質問させてもらっているんですが、それがうまくいかないときといいますか、集落支援員さんでできないところをカバーしなきゃいけないという職務は当然出てくると思いますから、そのためには、先ほど申し上げたように、その中の職員の育成だとかそういうことも含めて、とにかく協働のむらづくりも4月から始まりますから、そちらのほうにも当然、集落支援員さんの仕事というのは出てくると思いますので、自主防災会だけに限らず、協働のむらづくりのための集落支援員さんの活動、こういったところがありますから、そういうことを踏まえて、体制づくりを今からやっぱり考えてもらいたいな、それが一番お願いしたい。

そこが、やっぱり過去の、こう言っちゃいけないですが、行政の、先ほど質問があったように、役職選任だとか、そういうものの対応が割と遅めになっている。確かに選任するのは苦勞なんですけれども、任期すれすれまで延ばしちゃって、慌てて後任人事を決めるという実態も経験をしていますので、こういったものについては、やっぱり早くにどうあるべきかを考えて、それに向けて準備を進め、募集をし、対応策を考えて、新しい年度からはきちっとスタートが切れると、こんな体制づくりをやっぱりやっていってもらいたいということも、非常に痛感をしていますので、そこをぜひお願いしたいということを最後に行政にお願いして、2問目の質問は終了させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君）　これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（北村直樹君）　次に、5番、高橋廣美議員。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、今回2問、質問をさせていただきます。

まず、第1問目であります。

県道新田松本バイパスの古見区間についてであります。

県道新田松本線は、山形村と朝日村を結ぶ唯一の地域間連絡道路であり、通学道路にもなっている重要な生活道路です。現道路は住宅密集地で、見通しの悪いカーブと狭隘な箇所があり、歩行者、特に通学児童を守る歩道や縁石もなく、交通事故の発生が心配されております。

このようなことから、県では住民の要望を受け、朝日村役場北交差点から県道新田松本線をつなぐ県道新田松本バイパスの先線となる古見区間を新設するとし、令和2年の現地調査、令和3年の詳細設計と進み、令和4年、用地測量、用地買収の予定と聞いております。地区住民としては、早期着工を強く要望するものですが、何点か問題もありますので、お聞きいたします。

1つ目、バイパスは現在耕作されている農地を横断するので、現有耕作面積が減り、残地が出ます。この点はどうか対処するのか。

2つ目、このバイパスは、通学路の安全確保が大きな目的になっております。どのような経路で安全を確保するのか。

3つ目、現県道は村道に格下げされるのか。また、除雪は十分できるのか。

以上、当局の見解をお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 高橋廣美議員の質問にお答えいたします。

役場から先のほうが、再度バイパス建設が、その構想が再浮上して約2年半たちました。その間、地域の皆さんや地権者の皆さんにお集まりいただいて、二、三度お集まりいただいたと思いますが、本当に全員の方の温かいご理解で、バイパス工事の概要が固まってきました。先ほど議員がおっしゃられたように、今年度設計は終了して、来年度用地買収、再来年度工事着工ということになっております。

いずれにいたしましても、本当に今までの間、誰反対することなく、スムーズに事が進んできたというふうに思っております。上古見の狭く危険な道路、いわゆる通学路も含んだ道

路ですが、そういったバイパスができることによって、少し問題は解消されるということになるとと思いますので、改めて関係する皆さんには感謝を申し上げます。

先ほど、議員の質問の細かな部分におきましては、担当課長より説明を申し上げますので、どうぞよろしく申し上げます。何しろこの建設ですけれども、スムーズに事が今運んでおりますので、改めて感謝を申し上げます。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、高橋廣美議員ご質問の県道新田松本バイパスの古見区間につきまして、建設環境課からは1番と3番についてお答えさせていただきます。

1番目のご質問の農地残地部分につきましては、用地取得は県道建設に必要な箇所の用地取得となっておりますので、残地が出てしまう場合がありますが、残地部分も含めた買収は基本的には行わないと県より聞いております。土地所有者の皆様には、ご理解、ご協力をお願いしてまいります。

続いて、3番目のご質問の現県道につきましては、村道への払下げとなります。区間は、古川寺入口付近新設県道への取付道路から小野沢公民館前交差点までです。

払下げになりましても、除雪などの道路管理につきましては、今までどおり、村道と同様に変わず実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私からは、高橋議員ご質問の2つ目の通学路に関するご質問にお答えをさせていただきます。

現在、古見方面の通学路は県道を主に使用しており、第2分団詰所から小学校へ向かう集落内は道路幅員も狭く、登校時間帯の交通量も多いことから、児童の安全を確保することは課題となっており、ご承知のところでございます。

このようなことから、関係機関で構成します朝日村通学路安全推進協議会では、現状の把握と安全対策を行う中で、県道のバイパス化が計画されてきたところでございます。

今後、県道バイパスの古見方面が開通することにより、バイパスを通学路とすることも可能であり、また、上古見集落内の県道の交通量も減少が見込まれ、一定の安全対策につながるものと考えております。

しかしながら、既に開通している新田バイパス、朝日橋東から東電道路までの間につきまして、通学路安全推進協議会において点検を行ったところ、一定の安全面の配慮がされているものの、交差点において危険性も確認がされております。また、これまでの学校坂につきましては、地域によっては通学路として使用が必要であり、引き続き安全対策を行う中での使用となると考えております。

したがって、小野沢、西洗馬からの通学路については、危険性や安全性について保護者等への説明を行い、情報を共有し、どちらも使用できる方向で、新年度の通学路選定を保護者と共に行う計画で進めているところでございます。

このようなことから、古見方面の県道バイパスについても、開通後の各道路状況を保護者等と共有し、通学路の選定を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

1番目ですが、残地の件ですね。

県は、道路関係以外のところは買収しないと、そういう意向であるというのは若干聞いておりました。しかし、実際、道路開通して、本当にどうにもならない残地、そこ、もう耕作はできない、そういう状況が実際出たときには、どんな景観になるか、想像してみれば分かると思うんですが、そういったときに、それはもう地区というか、地権者に任せるといことで、村または農業委員会も含めて全く関与しないと、こういう捉え方になってしまいますが、そういうことでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） お答えいたします。

さきの例が、中古見バイパスの例がいいかと思いますが、本当に、今まで1枚の田んぼだったところに道が通って、その残地が、具体的に言うと、トラクターが1往復できるくらいの幅の残地が20メートルぐらい残りました。その方は、何とかならないかということで、村だとか県だとか、やっぱり協議をずっとしましたけれども、結論はどうにもならないという

ことで、現在はその方は、草が生えないようにかき回しています。そういう過程の中で、あそこ土地を誰か個人で買って欲しくないかということで、近所の人たちにもいろいろ声をかけたようですが、どうもうまくいっていません。

そんな例もございますので、非常に、全部残地を県で買い上げていくというところには、少しやはり無理があるのかなというふうに思いますし、じゃ、行政がその土地を引き受けるわけにもいきませんし、仲介役ということも、表立ってはできるのか、ちょっと分かりませんが、農業委員会等々であそこを売地として出すだとか、そういうようなことは可能かと思っておりますので、その程度の支援にとどまるというふうに思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 分かりました。

確かに個人の土地、県・村、どうにもならないということで、最終的には難しい面もあると思いますが、この点はまた地区として、村または農業委員会とか相談しながら、できるだけいい方向に持っていければというふうに、取付道路と新しい道路ができる、その辺も、残地を処分してもらうということでも、県または村の建設環境課とも話しながら、若干修正したりしながら、一番いい方法を取れるように、またお願いしたいと思っておりますので、ぜひその辺はお願いしたいと思っております。

これで、1問目の質問を終わりにします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

中央公民館周辺の環境整備についてであります。

長年懸案であった中央公民館のアスベスト問題も解決し、快適な環境で、多くの村民中心に文化・芸術等の発表の場、コンベンションホールとして、すばらしい施設ができました。

ところが、周囲の環境にはいささか問題があると思っております。

1つ、舗装部分が少ないため、乾燥した日には大変な砂ぼこりが起き、雨の日にはぬかる

み、今後、冬場は雪や凍結で歩行者を悩ませます。これらの難題を解決することはできませんか。

2つ目、周辺の桜等、朽ちた枝を抱えた木があり、落下が心配です。

3つ目、旧車庫、農産品加工場がありますが、未使用であれば取り壊し、整地をし、駐車場を広く取り、舗装をし白線を引くなどして、整然とした駐車スペースを取っただけでいいでしょうか。

以上、お聞きいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、高橋廣美議員の2番目のご質問、中央公民館周辺の桜など、朽ちた枝を抱えた木があり、落下が心配とのご質問についてお答えをいたします。

初めに、中央公民館周辺の敷地内には桜の古木が16本ございます。ほかにもイチョウ、しだれ桜など、たくさんのお木があることはご承知のとおりであり、四季折々に、公民館や図書館を訪れる皆さんの目を楽しませているところであります。その昔は、焼き肉をしながら皆さんで花見を楽しんだと、そんなことも伺っているところであります。これらの木々は、旧朝日小学校があつた敷地にあつた時代のものが多く、かなりの樹齢を数えているところであります。

議員ご質問の朽ちた枝を抱えた木々については、村内樹木医にお話を伺っております。朽ちた枝を抱えている木としては、主に桜の木が該当するかと考えられます。あのソメイヨシノは、旧朝日小学校の校門に続く桜並木としてあつたものであります。樹齢90年とのことで、一般的には60年と言われる桜の寿命からすると、かなり長生きをしているとのことで、今年も美しい花を咲かせております。しかし、現状から見ると、あともって10年ぐらいたうで、20年は恐らくもたないだろうとのお返事でした。そのときには、安全も考えて、伐採もやむなしと考えております。

そこで、教育委員会としては、これらの古木については、次のように考えております。あの桜の老木は、樹齢100歳まで残すこととします。枯れ枝の問題については、いつ何とき落下して、人や車に危害を及ぼす可能性も懸念されるため、できるだけ早めに切ることにします。木の周囲は、今後柵を設けて車の進入を防ぎ、根を守りますということで、村民の皆さんにとって心のふるさとである旧学校跡地の桜の木を100歳まで守ろうと考えております。



私からは以上であります。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 私からは、高橋議員ご質問の1つ目と3つ目の質問について、関連ありますので、併せてお答えをさせていただきたいと思えます。

中央公民館周辺の環境につきましては、高橋議員ご発言のとおり、駐車場も舗装がされておらず、利用者の方には不便をおかけしているところがございます。この対策として、アスファルト舗装を行うことが考えられ、これまでも検討がされてきたところがございます。しかしながら、舗装を行ったことにより、雨水排水の下流への対策や熊久保遺跡の包蔵地であるため、掘削の制限等があり、実施には至らなかったものでございます。

現在検討中の対策と対応として、現役場の駐車場と同様に、透水性の舗装を考えております。これは、路面に降った雨水を舗装内へ浸透させるもので、排水設備への流出量を少なくすることができ、役場駐車場でも一定の効果と耐久性が確認されており、下流への影響を軽減できるものと考えております。

熊久保遺跡の包蔵地の対応につきましては、本年度試掘を行いまして、掘削による影響範囲などを調査した上で、舗装工事の計画に反映させたいと考えております。舗装工事の実施につきましては、試掘の結果等を見て、早ければ新年度で対応したいと考えております。

また、公民館周辺の敷地にある車庫等につきましては、現在倉庫として使用しておりますが、劣化が見られるため、財政計画や公共施設の個別施設計画で5年以内の取壊し等も予定をしております。その後の土地利用方法については、今後、まず庁内で検討を行っていききたいと計画しております。

したがいまして、公民館周辺の環境整備につきましては、車庫等の取壊しに影響がない中央公民館マルチメディアセンター前のまずは舗装を行い、その後は敷地の利用計画により、必要な整備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 最初の教育委員長の老木を100年もたせると、これは大変うれしく思います。ぜひ樹木医さんと相談しながら、先般、高遠城址の桜守の話がありました。これも

非常に老木を、どう長寿命化といいますか、長もちさせるかというような、ありましたので、それに近いような形で、ぜひ守っていただきたいというふうに思います。

それから、懸念しておりました舗装部分が少なくてということで、1番でお聞きした部分ですが、新しい候補といいますかね、アスファルト舗装というか、透水性の舗装ということがあるということで安心しましたので、ぜひそういう方向で、快適な中央公民館の駐車スペース、また、木々も周りもしっかり整備して、内外ともにすばらしい中央公民館であるというふうに村民が誇れるような環境を持った形の設備にしていいただければというふうに思います。要望であります。

以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩を取ります。

再開を10時25分といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（北村直樹君） それでは、一般質問を再開いたします。

---

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問質問させていただきます。

先ほど、清沢議員の質問とラップするところがあるかもしれませんが、私の観点で質問させていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

金属加工業者との協定締結の進捗状況は。

古見横出ヶ崎の山際農地で、建設業者が重機で表土を追いやり、何かの工事が開始されていたのは、11月の月初めです。工事内容が公表されたのは、11月10日の市民タイムスの報道記事で、購読して初めて情報を得たわけです。議会は、11月17日に開催された協議会で報告を受けました。

企業進出に関する事項は、議会はもとより、関連する近隣の地区民に情報の提供を図っておかないと、トラブルの発生時の処理がスムーズに運びません。横出ヶ崎地区民は、隣接する山形村企業の環境保全面でのトラブルで敏感になっておられる地区民もおりますので、事後報告的になってしまったこのたびの企業進出報告は、丁寧な説明が必要だと思います。

純農村の工場で金属加工業の生産設備が稼働するのですが、公害防止と環境保全策は万全なんでしょうか。協議会では、納得のいく説明はいただいております。私は、早急に環境保全協定を結んでほしいとの申出をいたしてあります。工事は既に始まっており、公害防止策が不備であれば、即公害となる可能性は濃厚です。

金属加工業では、製造工程で様々な副産物が発生します。これらの副産物が適正に処理されないと、公害となります。製造設備からは様々な騒音が発生し、発生した騒音を吸収遮断できる素材での工場建設でないと、騒音公害となります。また、排出された廃棄物の的確な処理も必須事項です。加工の際、加工品には加工油が付着しているため、油洗浄を洗浄剤で行います。洗浄方式によっては、大気汚染も皆無とは言えません。どのような協定を締結したのか、するのか、お伺いいたします。

1としまして、抑止力を与える意味で、関係者が抜き打ち査察ができる体制を織り込むのはいかがですか。

2番目としまして、進出企業の現状視察と分析はどのように実施したのですか。

3番目としまして、大気汚染、騒音防止、排水汚染、土壌汚染を加味して、地区民とのトラブルは絶対起こさぬような、きめ細かな協定を結んでほしいものですが、いかがですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、林 邦宏議員ご質問の金属加工業者との協定締結の進捗状況につきまして、お答えさせていただきます。

全般的なことは、清沢議員のご質問で答弁した内容でありますので、よろしく願いいたします。

建設環境課では、1番目、3番目のご質問にお答えさせていただきます。

1番目のご質問、査察の体制であります。

こちら、朝日村公害防止及び環境保全協定におきまして、立入検査の条文も設けてありますので、一定の抑止力となっておりますと考えております。

続いて、3番目のご質問ですが、村としては協定書を締結することで、公害の発生防止、また地域住民の生活環境保全ということを考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、2番目の質問も、建設環境課のほうで行います。

林議員の進出企業の現状視察と分析ということなんですが、建設環境課のほうでは、特に現状視察等を行っておりません。また、分析ということで、林議員のほうに伺ったところ、社風というか、そういう分析ということらしいので、分析としましては、社長さん等もご挨拶しに来ていただいておりますので、そういう住民との関係も築ける業者だと、そういうふうに私たちのほうは判断しておりますので、お願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず伺いたいののが、新聞紙上では本社工場の進出とありますけれども、その辺はどういう状態なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） グループ企業もございしますが、すみません、企業名はちょっと伏せさせていただいて、訂正させていただきます。本社だと確認しております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今回の企業進出は、企業独自での進出であって、行政施策での企業誘致ではないというふうに聞いておりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、今の林議員のご質問にお答えします。

産業振興課のほうでお答えいたしますが、今回の報道では、村の誘致というような形で表現されておりましたが、基本的に今回は、民と民による契約でございます。民の方が土地のほうを売却したいというところに、たまたまそういった探していた企業が話合いの中で成立したということで、そういった中での契約が調った中で、村のほうに農地転用だとか、またそういった、建てるに当たっての条件等について、村のほうに申請が上がってまいりましたので、それについて協議を進めてきたということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） そうしますと、税制面での優遇措置とか、そういうことは発生しないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

今、税金等の優遇措置とかということの件でございますが、結局村のほうでは、農地転用の関係の許可であったり、また住宅の関係の、建設環境課のほうでやっている許可が下りましたので、その関係で事業が進められるわけでございます。その事業の中で、農地転用等を進める中で、企業としては今後、優遇的な措置があるかどうかということを確認してまいります。

そんな中で、今回は、県の地域未来投資促進法という、そういった法律に基づいて、そう

いった制度が受けられないかどうかというご相談に、産業振興課のほうに来られました。そんな中で、私どものほうは、県のほうにこういったものもありますと、また企業のほうも、そういったものをお調べでありましたので、事業者のほうから県のほうに問合せをし、どういった手順を進めていいかということを確認を取ったそうです。

そんな中で、それは村を介して、村が仲介に入りながら、そういった資料を調べながら、県のほうに提出することになってございますので、私どものほうも、地域未来投資促進法による県税の不動産取得税だとか、そういったものの課税免除がされるということをお聞きしてございます。

そんな中で、村のほうも、そういった地域未来投資促進法によるそういったものがあるということになれば、村のほうの朝日村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例というものがございますので、今後、そういったものに該当するかどうか見させていただきまして、該当すれば、村としてもそういったものが該当になるということになりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今回の工場の企業の進出に関しましては、地区住民には、行政ではまだ2名ほどしか説明していないということで、その背景がちょっとよく分かりませんが、やはりあの地区は、隣接する山形村からの企業等のトラブル等があつて、住民の中には、行政の対応に対しては、非常に不信感なり何なりを持っているということで、非常に疑問なところを持っている住民の方もおられます。

それで、2人だけ、地区長と関係する人かどうか分かりませんが、その人だけに説明して、それが地区住民に行き渡るということは、今朝現在、私も確認した範囲では、そういう私にいろいろ申し上げておられる方は、全く聞いていないというようなことで、やはりこれに関しては、私が先ほど述べたとおり、やはり丁寧な地元説明というのがぜひ必要で、そのためには、やはりそれ相応の進出企業との対応をしておかなくちゃいけないなど、それをつくづく思っていますけれども、その辺についてはどのような対応されるのか、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の質問にお答えします。

地域住民の方への説明ということですが、議員おっしゃられるように、それが一番大事な  
ことだと思っておりますので、今後その手配をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、建設に既に取りかかっています、その中で、本社工場がここへ  
来ると仮定しますと、やはりこの関連工場は、安曇野市の明科の明科工業団地の中に関連工  
場が1社ございます。せめてそういうところも内容を見て、それから、どういう対応しなく  
ちゃいけないか。基本的には、行政の皆さんは、村民の安心・安全を、生活環境では、そう  
いうのをやはり確保するためには、やはり進出してくる企業さんの中身を理解していないと、  
細かな、これから協定を結んでいくにしても、対応できないんじゃないかなということ、  
それは私、非常に気がかりな点です。

それから、建設に、もう既に対応しておかなければ、後でこうしてほしい、ああしてほし  
いといっても、当然それはロスが出ますし、そういう対応が、やはりできないこともあり得  
るんじゃないかなというようなことで、これはやはり最初から正しくやっていかなくちゃい  
けないという観点で、私は申したいと思っておりますけれども、まず、これはネットで見ますと、  
300トンの油圧プレスが1台、それから、200トンのサーボプレスが2台、これはつながって  
いますから、それ相応の振動があるんじゃないかなということ、当然騒音も出ると思いま  
す。

それから、工場内の雨水、それから融雪水の排水の対応、あの面積、聞いている範囲では  
約4,052平米あるというんですけれども、これをどのように処理していくのか、どのように  
されるのか。そして、やはり金属加工業ですから、当然、加工された品物には油がついてい  
ると。そういうのが路上なり何なり、工場内に落ちると、それはやはり油となって、廃液等  
みたいになって、当然雨水のラインに流れるということになりますと、即それをどう  
いう対応で、処理水が、例えば放流するのか、既設の放流路に放水するのか、独自で対応  
するのか、独自ということは浸透ますみたいのでやるのか、その辺もお聞きしたいなと思  
いますし、そ

れから、当然そうやると、油が流れてくると仮定しますと、当然それが被害を出さないように、オイルの吸着マット等の設置もしなきゃいけないと。そうすると、建設の段階でやっておかないと、それはやはり的確な処置にならないと思います。

だから、そういうことに関して、即、できてからでいいというような、そういう答弁でしたけれども、それはやはり、最初から正しくからいくと、やはり不手際というのか、思わしくない、そのように思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今ほどの林議員のご質問に対してであります。先ほど清沢議員のご質問にもあったように、製品の洗浄過程というものはないというふうに聞いております。それによって、工場からの排水みたいなものはないというふうに考えております。もしあった場合でも、会社が自分で処理して、排水できるようなものは排水、それで、グリストラップだとか、そういうものをつけてのものと考えております。

また、雨水につきましては、申請では雨水は宅内処理ということで、先ほど林議員の言ったように、地下浸透なりで処分するというところで伺っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それで、あと、今の、要するにご自分の敷地の中に、工場の用地の中に降った雨は自分で処理するということになると、やはりその工場内のプレス等で打ち抜いた製品等には当然、これどういう形でやっても、打ち抜きというのが必要になりますから、油がやはりついていると。そんなようなもので、それが地面に落ちれば、当然対応するというようなことで、やはり工場排水の処理が不的確であると、最終的には、長い目で見ると、土壌汚染につながっていっちゃうというようなこともありますから、やはり最初から、その辺の取決めをしっかりと協定を結んで、どういう形で対応するか、また、それをどういう形でチェックしていくのかというような形で、その辺はしっかりやっていかなくちゃ、私はやはり、地区住民が安心して生活できるような生活環境にはならないんじゃないかなと思



います。

それと、やはり工場内の生活雑排水は、そういうことは考えられないと思うんですけども、これは自己処理されるのか、それともピュアラインあさひへ委託されるのか、その辺もちょっと、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 排水であります。その従業員の皆さんの排水等は、公共下水道、ピュアラインのほうへつなげるということで申請を受けております。

また、先ほど来から申し上げておりますが、朝日村公害防止及び環境保全協定というものを既に結ばせていただいております。こちらの目的は、この協定は、工場の建設または操業に当たり、公害の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全及び営農環境の保全を図ることを目的とするということで、企業とも協定を結んでおりますので、その辺をご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 騒音に関してのことなんですけれども、当然、そういう騒音の出る加工設備なり何なりを使用しますから、形の上では、やはり騒音は発生されると。それで、これは環境省の騒音の基準でいくと、住宅地に適用するという形で、昼間は55デシベル、夜間は45デシベルというような値が定められています。

だから、それに対して、実際、この企業がそういう対応された、要するに工場の建設資材を使って対応しているのかどうなのか、その辺はどのような分析をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今、林議員のご質問になりますが、先ほどの協定書に騒音等の規制も内容に入っているわけなんです。騒音並びに振動については、敷地境界線上にお

いて、騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を遵守するという一方で、企業とは結ばせていただいておりますので、その基準から外れるようなことがあれば、こちらから指導をしていきたいと考えております。

今のところ、工場等の振動等の計測等は、まだ行っていない状況であります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 単純に、やはり今、私、騒音レベルを申し上げましたけれども、そういう具体的な数値を盛り込んでおかないと、通り一遍の基準を守るということだけでは済まされないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの林議員のご質問ですが、規制法と私、申し上げましたとおり、その法令を遵守していただくということで、そこに法令に明記されている基準、そういうものを私どもも見させていただきたいと考えておりますので、改めた明記は考えておりません。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の答弁ですと、やはり、何となく協定を結んであるというだけにしか聞こえなくて、じゃ、今現在どうなのかというような形ですね。

それで、やはり4,052平米のそういう敷地の中に、当然、双方で測定点なり何なりを定めて、この点でどうなのか、例えば四隅にそういう場所を設けて、そういうところで騒音防止を図るとかというような、そういう具体的な協定を結んでおかないと、要するに、事が起きた場合は何も対応できないんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの林議員のご質問ですが、そういうものが工業立地に対して必要であれば考えておりますが、定期的な点検、またこちらの、抜き打ちと言っていいのか分かりませんが、境界線上での計測だったり、そういうことを考えておりますので、現在、四隅に定期的な設置、そういうものは考えておりません。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 私の申し上げているのは、定期的な、そういうところに測定器を設けるといのは、そういう場所を設けて、そこで例えば何日に測ってみるとか、操業のどういう時間に測るとか、そういう取決めをして、やはりそれが妥当であるかどうかというのを常にチェックしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

だから、その辺がちょっとニュアンスが違うなということで、やはり実際に協定の中身というのが、どういう協定なのか私も分かりませんが、それはまた後日で結構ですから提示していただいて、こういうところはやはり、もっとしっかりと協定を結んでおかなければ、後になってトラブルの元になるとか、そういうことをやはりしっかりと把握していかなくちゃいけないなと思います。

ですから、これ実際、横出ヶ崎の団地の中から、この工場のところというところ、約30メートルちょっとぐらいなんですよね。そうすると、横出ヶ崎の要するに住宅地のところは風下になるわけです。そうすると、本社工場が来ると、当然、ロールフォーミングという、そういう設備がございます。これは、ステンレスで物を成形するというような形で、これは絶対ステンレスの製品の価値を出すためには、洗浄剤は必ず必要となると。そうすると、その洗浄剤はどのような洗浄剤を選ぶかによって、それが有機溶剤であるのか、非常に毒性の高いもの、危険なものなのか、そういうこともついて回りますから、やはりこれについてはしっかりと、何を使ってどうなのか、それをただして、それをどういう形で保管するのか、そういう細部までやはり取り決めておかないと、チェックのしようがない。

だから、査察しようが、査察の内容がしっかりと定まっていなくて、それが正常に管理されているのかどうかということもチェックできないということで、今の話の中では、やはり

大分決められた、要するに言葉の上だけでの協定になるような感じがしまして、具体性に関しては、非常に何か不備だという感じを受けるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 林議員のご質問であります。

私どものほうも、朝日村公害防止及び環境保全協定ということで、今まで進出してきた0.2ヘクタール以上の造成並びに0.2ヘクタール未満でも、村長が必要と認めるものについては、協定書を結ばせていただいております。

そのことでありますので、現在、同じようなことで申し上げておりますが、各法令等を遵守するというので、各騒音だったり、公害等の防止というところの文面でありますので、私どもで改めた基準というものは、もちろん進出する企業も、そういうものの法令を遵守するということが大前提でありますので、それ以下ということは村のほうも考えておりませんので、関係法令を遵守していただくということで、各企業にはお願いしておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 林議員の心配はごもっともでございますので、今のある工場を見に行きましょう。そして、現場を見て、これは問題だろうなというところは、やはりもう一回見直すということでいきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

もうこれ以上、我々、今手元に何も資料がございませんので、お話しいただいても返答のしようがありませんので、現場を見に行くということで、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長の答弁ですと、現場を見に行くというのは、横浜の港北区の日吉にある株式会社の本社工場を視察に行くという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） そのとおりでございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。  
林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ぜひそれを早期にやって、後で憂いを残さないような協定をぜひ結んでいただいて、せっかく、事が起きた場合、査察しても何の意味もなかったということのないような、そういう協定書をぜひ締結するようにお願いいたしまして、この質問は閉じたいと思います。ありがとうございます。

○議長（北村直樹君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、中村文映議員。  
中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

本日は、2項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、朝日小学校の給食無償化についてお伺いいたします。

小林村長の選挙公約「全ての世代に福祉を届けます」の中、働き盛りの支援で学校給食の無償化に取り組むとあります。村長は無料化と表現されていましたが、その公約の実現に向けて、現在どのように取り組んでおられますか。私が聞き及ぶに、無償化に期待している子育て世代の方も多いようです。

しかし、一方では、子供たちの食事については、親として責任があるから、当然のことだから、給食費を支払うのは当たり前、何でも無償化はいかななものか、困っている方のみ補助したらよいのではないかとのご意見も伺っています。

学校給食費の負担軽減について、文部科学省は、義務教育諸学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能であるとの見解を示しています。16条を見ても、非常に簡単でありまして、

条文は「保護者は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。」と、簡単な文章なんですよね。この義務というものを負担と読み替えればよいのかわかりませんが、軽減を図るという見解を示しています。そのため、全国的にも負担軽減に取り組む自治体が増える傾向にあるようです。

実際、長野県では現在、川上村、青木村、生坂村、長和町など、14の町村が既に無償化を行っています。直近では、御代田町が昨年7月に、コロナの経済対策の一環で、特に負担が大きい子育て世代の負担を抑えていこう、子供たちが健やかに過ごせるよう給食面でサポートしようと、今年4月から無償化を行っています。

平成29年度に文部科学省が調査した時点では、無償化を行っている自治体は、長野県では売木村、天龍村、王滝村のたった3校でしたが、ここ4年間で14校に増えています。

そこで、村長の学校給食無償化の公約の実現について、大いに期待する者として、現在小林村長がどのようなお考えか、検討は進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの中村議員のご質問ですが、給食費の無償化は私の選挙公約の一つであります。さんざん今まで、その公約を果たすために、いろいろ庁内でもんでまいりました。当然のこと、資金、または、これが恒常化すると経常経費も増えてきますし、そういうこともろもろであります。

ただ、かつて朝日村は、保育料を無料にするということで、この近在では抜きん出た子供支援ということで評価をされていきました。それが国の制度で、全部、全国一律保育園無料化ということになりましたので、取りあえずここで、朝日村もそういった財源を活用して、前無料化していた財源、これは基本的に単純計算で浮くわけですから、それを活用して小学校の給食費の無料化を来年度の予算に盛るよう、今検討を始めております。

ただし、中学校は2市村でありますので、との調整も全然できておりませんので、それはまた次のステップといたしまして、一応小学校はそのようにさせてもらいたいということをおっしゃるので、また議員の皆様にもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 非常に前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。

次年度は村長の任期の最終年になりますので、今予算に入ってこない、これは無理かなというふうに心配しておりましたが、先日ファクスいただきました17日の全協の項目の中に、ちょっとそのような文章がございましたので、さては村長、考えているのかなと期待をして、今日伺いました。

先ほど村長もおっしゃったとおり、潤沢に財源があるわけではないと思いますので、村長の説明のあったとおり、やはり保育園の無償化、100人の無料化というのは、大変な金額がかかっていたと思いますので、きっと食料費といえますか、給食費だけだったら、それ以下の金額になると予想できますので、ぜひ実現させていただきたいと思います。

改めて私が申し上げるまでもございませぬけれども、非常に今、国が発表している国民生活基礎調査においても、子供の貧困化というのが問題になっています。18歳以上の子供の貧困率というのが13.5%、それから、ひとり親の世帯では48.1%、2人に1人が貧困だというような状況も聞いております。

また、昨今、子供食堂、困っている子供たちに食事を提供するというような報道が、本当、連日のように行われているような状況もありますので、貧困化は決して朝日村にとっても人ごとではない、進行しているのではないかというふうに思います。1日の食事における学校給食の果たす役割というのは、非常に重要性をますます増してきていると思います。給食は子供たちの発達に必要不可欠な1食であるというふうに思うわけです。ですので、ぜひ速やかに実行していただけたらと思います。

また、さらに付け加えて言いますと、第6次総合計画の中にも合致するんじゃないかというふうに思います。人口維持政策、少子化対策、移住・定住政策等の施策にも合致すると思います。

私、先日、松本市の若い方とちょっと話す機会があったら、私が朝日村だと言ったら、その方が、あの子育てに優しい朝日村ですかというお話をいただきました。非常にうれしかったです。やっぱり、子育てに優しい朝日村、子育てしやすい朝日村というのは、長年村が築いてきた朝日のブランドイメージだと思うんですよね。村長、先ほどおっしゃったとおり、先進的に子育てをしてきたということをぜひ継続していただきたいと要望いたしまして、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 2問目、学校給食の地産地消についてお伺いいたします。

地産地消、地域で生産されたものを地元で消費するという言葉が言われるようになって、もうかなり久しいですが、近年では、ゼロカーボン社会の実現、SDGsの取組、エシカル消費等、倫理的な取組と言われていますが、再び注目されています。学校給食の現場では、10年以上前になりますが、平成20年6月、学校給食法の改正で、栄養教諭が指導を行うに当たり、学校給食において地場産物の活用に努めることが法律で規定されました。

また、国は食育基本法に基づき、学校給食は食生活や食料に関する関心と理解を深めること、地産地消を進めるため、地場産物の活用や米飯給食の普及推進、地場産物の使用割合を高める目標設定などを施策として行ってきました。

そこで、伺います。

朝日小学校の給食では、地場農産物を食材として利用していると思いますが、食材全体に占める割合は、今どのくらいになっていますか。また、村は学校設置者として、何か地産地消の目標のようなものは設定し、現在、小学校や栄養教諭と話し合いを行っていませんか、お伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、中村文映議員のご質問にお答えをさせていただきます。学校給食の地産地消ということでございます。

子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりもまず、食が重要であるということ言うまでもありません。学校給食は、児童・生徒に栄養バランスの取れた食事を提供することにより、心身の健全な発育・発達を促すこと、また、食に対する正しい知識や判断力を身につけることなどを目的として行われています。

朝日小学校でも、毎日の食事を通して、豊かな人間性と食への感謝の心などを育むよう、日々の実施をする中で、食育基本法に基づき地場産物の活用に努め、地産地消を進めているところであります。

議員ご質問の朝日小学校の学校給食で地場産物の食材全体に占める割合をお答えいたします。令和2年度11月は、長野県産食材は48%、朝日村産の食材は24%、今年度、令和3年度



11月は、県産食材は60%、村産食材は29%となっております。村産の食材は、季節ごとに供給される食材の種類や量が異なりますが、学校としても、できる限り村産の食材を積極的に利活用するよう努めているところでございます。

また、地産地消の目標については特に設定しておりませんが、学校の栄養教諭とは年に一、二回の話合いの機会を持ちながら、地場産物を積極的に活用するよう確認をしているところでございます。できる限り現状を維持できるようにすることもお願いをしています。

また、献立に地場産物を利用したメニューの開発もお願いをしているところであります。栄養教諭からは、こんなにたくさんの野菜を使える体制があるのは、本当にありがたいとの声をいただいています。

私からは以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

お伺いした数字が多いのか少ないのか、ちょっと判断基準がなかなか分かりませんが、一説では、県内産90%ぐらいを目標にしてほしいというような国の方針もあるみたいですが、すけれども、なかなかそれは難しい部分もあるかと思しますので、ただ、今朝日村は、学校給食法や食育基本法に求める地産地消の取組をやっていただいているというふうには感じますが、先日、市民タイムスの記事で、策定中の朝日村教育大綱について、小・中学生にアンケートをしていただいたという記事を拝見しました。

おおむね好意的に受け止められているようですが、記事では、解説で村のルーツとして農業を強調していることに対し、農業に愛着はないし、農業以外のことに取り組んでいったほうがいいと思うからといった意見が紹介されていました。29日に開かれた農業ビジョン検討会で委員の方から、この記事を見てショックだったと、ぜひ将来を見据え、子供たちに食育を通して、地域農業への関心と理解を深めてほしいとの意見が出ていました。

このアンケートについて、教育委員会は、今現在どのように受け止めましたか。また、現在小学校での食育に対する取組は、先ほど行っていただいているというふうにお話ありましたけれども、具体的に月何回ぐらい指導を行っていますか、お伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

教育大綱のアンケートを取った際に、児童・生徒の皆さんからたくさんの回答をいただいて、また、その回答の中で、教育大綱の文言が大変共感できるという子供たちの意見をいただいて、気を強くしたところであります。

しかしながら、ただいま議員のご発言にありましたように、農業に愛着がないし、農業以外のことにもっと取り組んでいってほしいというようなご意見もあったことは事実でございます。それに対して、私ども、こういう考え方をする子供たちもやっぱりいるのかなということも、ちょっと驚いたと同時に、やはりそれも事実として受け止めなければいけないなとも思ったわけであります。

私どもは、農業というものは、やはり人間の生きていく根幹の産業であるというふうにも思っておりますし、そこを大事にまた捉えて、子供たちの学習に取り組んでいきたいということも思っております。

そんなことから考えて、例えば保育園の段階から、JAの皆さんからご協力をいただいて、農地を利用してサツマイモなどを作ったり、いろんなキュウリ等の野菜を作ったりをしているというようなことも、やっぱり体験として、農業、土に触れるという体験をしているわけでありまして、また、小学校におきましても、やはり5年生の米作り、また、いろんな野菜園を利活用しまして、ジャガイモを作ったりとか、そういう土に触れるという体験の大事さをやはり考えていると。それから、もう一つは、家畜の飼育をしている学年もございまして、ヤギですけれども。

そういったことから、自分たちで育てた作物を自分たちで食べるということを、本当に実感として味わってもらいたい、そんなことを思いながら、学校の教育、あるいは保育園の保育の中で実施していくということをしております。そういったことから、子供たちの考えの中に、農業というものの重要さというものを少しずつ体験から学んでいってもらいたいなど、そんなことを考えているわけであります。

栄養教諭の月にどのくらい指導しているかということでもありますけれども、県産の食材、あるいはこういった地域食材を利用したとき、特に村産の食材を使った料理を調理して出した日には、必ずその食材を納入してくれた方の写真と、それから、その方の紹介を子供たちの給食室の隣に必ず置いて、そして紹介をしているということを加えて、また、栄養教諭は必ず月に1回以上は、そういった食育の指導をするということになっておりますので、お便り、給食便り等を利用したり、また、子供たちへの講話をしたりということで、いろんな食

事に対する指導を行っているところでございます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、教育長のほうから丁寧にご説明をいただきました。

給食は教材の一つだ、また、場合によっては教科書よりも大事な教材だよということを、教育関係者の方からお聞きしていますが、周りに農家の方がいっぱいいたりとか、農作業をしている姿を毎日見て通学している朝日村の児童たちとか生徒たちが、先ほど教育長もおっしゃったとおり、人間が生きる上において最も大切な食を支える農業とか農作物への理解が浸透していないんじゃないかということを考えると、ちょっと私も、かなりアンケート結果にショックを受けました。

ぜひ食育を通して、先ほど教育長、やっぴらっしゃる、朝日村、取り組んでいるというお話もありましたけれども、やはりもっともっと食に対する理解を深めてもらう、朝日村らしい取組を増やしていただけたらなというふうに思います。

何か昨年、令和2年3月に国が示した食育基本法の中の第4次食育推進基本計画というのが出て、令和3年度からおおむね5年間に取り組む食育の目標として、学校給食における地場農産物を活用した取組を増やすの中で、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均的取組回数、現在は月9.1回だそうでございます。それを月12回以上との目標が、国の基本計画の中で言われていますので、一生懸命やっぴらされている、お便りもやっぴらしている、生産者もご紹介しているというのもカウントされると思いますが、小学校の栄養教諭さんと教育委員会のほうで、食育、地産地消について、今後も定期的にお話をいただき、進めていただければなというふうに思います。

それから、先日私、小学校に野菜を納入していただいている生産者、担い手の皆さんとお話しする機会があったんですけども、学校からの発注が、学校側に担当者がいるようになって、スムーズになったというようなお話も聞きました。

そこで、お伺いしますが、学校給食に地場産品の扱いを増やし、スムーズに納入するためには、学校関係者、それから生産者、農業団体、教育委員会、産業振興課等を含めた関係者との話合いの場が大切だ、スムーズにするためにはそういうことを、組織をつくっていかなくちゃいけないよというような意見が、長野県の資料の中に出てきておりましたが、現在そのような、もうちょっと広い関係機関の会議というのは開かれていますか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをします。

現在、地場産物の食材を納入していただいている、特に村産の食材を納入していただいているのは、ご承知のように、担い手の会の皆さんでございます。私どもとしては、本当にこの会の皆さんには、大変なご苦勞をいただきながら、日々の食材を納入していただいていることに本当に頭が下がる思いでありまして、心から感謝を申し上げるところであります。

やはりこういった村の、そういった献身的なお力で支えていただいているということは、本当に私ども、子供たちの心身の発達に本当に寄与していただいている行為に本当に感謝をしているわけであります。この会の皆さんの、一番どういったところが困っているのかというようなところも、またちょっとお話を伺いしなければいけないということも、私ども思っているところでもあります。

今、先ほど、もっと広域的な会を開くのもいいんじゃないかというようなこともご提案ございましたけれども、できる範囲で、まず担い手の皆さんと話を伺いながら、どういったことがスムーズに、こういった野菜納入等、食材の納入について、できることがあるのかというようなところを、お話を伺いするところから、まず始めさせていただくのが一番かなと、そんなことを考えているところでもあります。

大事にご提案いただきまして、ありがとうございました。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、教育長のほうからもありました、ある意味、善意の農家さんに依存しているようなことだと思うんですね。それにはやっぱり限界があると思いますので、ぜひ、今教育長もおっしゃいましたが、村主導で、やっぱり関係者の話合いの場というものを今後持っていただき、そして、安定的に定期的に供給できる体制も取っていただきたいと思います。付け加えるならば、農家さんにとっても、納入することがメリットとなるような体制をぜひつくっていただきたいなと思います。

いろんな資料を見ますと、学校給食に納品する農産物は、一般の市場価格よりも普通は高いそうです。やっぱり安定的に供給いただくために、市場価格よりも高く設定するのが傾向

らしいんですけども、学校関係者の方にお聞きしますと、非常に朝日村の農産物は安い金額で納めていただいているのが現実のようでございます。

先日お話聞いた農家の方たちも、孫が学校に通っているから、子供が学校に通っているから、そりゃ協力するさやと、笑っておっしゃってくれていらっしゃいましたけれども、これから本当に地産地消、それから地場産品を使っていく、増やしていくということになりましたら、そういう善意やボランティアに依存するというだけでは、やっぱり駄目だと思いますので、ぜひ受皿となるような組織、もちろん既存の組織は大切にさせていただくのが大前提でございますけれども、検討会や供給体制をつくっていかなければいけないと思いますので、ぜひそんなことも進めていただきたいと思います。

朝日村は現在、農業ビジョン、それからゼロカーボンビジョンの策定に向けて検討を進めています。私も農業ビジョンのほうは傍聴させていただいたり、ゼロカーボンビジョンのほうについては、委員として参加させていただいていますが、食育とか地産地消は、やっぱり大きな達成すべき、農業ビジョンやゼロカーボンでも達成すべき大事なビジョンの一つだというふうに考えます。その施策の中に、食事の大切さ、農業・農産物への理解、学校給食への地場農産物の利用拡大をしっかりと位置づけていただきたいと思いますというふうに思います。

また、農業ビジョンでは、20年先、30年先を見据えて、農業の有機栽培についても言及しています。食の安心・安全を考えたときに、やはり真っ先に考えるのは学校給食です。ぜひ、今後は朝日村でも食育推進基本計画のようなものを策定を検討していただいて、目標を持って取り組んでいただけたらなというふうに要望いたしまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、2問の質問をお願いしたいと思います。時間もないので、できるだけ収まるような

形でやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

1番といたしまして、福祉灯油補助をこの厳冬に備えて、ぜひ実施をしていただきたい。

今、OPEC（石油輸出国機構）では、各種、新型コロナ禍の中で減っていた石油需要に合った産出量で対応しているわけでありますが、一時的に社会的にも感染が収まっていた中で、石油輸入国の多くは、経済再生のため、石油の増産を望んでおりましたが、OPECは、先行きの見通しが見えないようなことと言っているところで、増産になかなか否定的なところがありました。そこへ来て、このたび、またオミクロン株という新しいコロナ株が出ちゃって、非常にこれがまた、向こうにとっては都合のいい話で、増産を控えると、こんなような形になっているわけで、その影響としまして、日本の国内でも、例えば一般家庭の灯油及び、例えば車とかトラック会社、あるいは輸送会社、あるいは、もっと細かく言いますと、農業をやっているハウス栽培の方だとか、それぞれのところに違った形で、この石油ショックのあれが来ているわけでございます。

そこで、ぜひ私が質問の中で言いたいのは、福祉灯油をやっていただきたいと、こういうことで今回取り上げたわけでございますが、実は、つい最近の連絡でも、行政側から、この補助について考えがあるということで連絡をいただいております。当村もやはり心配してくれただなということで、ほっとしているわけでございますが、そこで、そういうことを分かった上で質問をしたいと思っております。

中には、質問が必要じゃなくなったのもあると思いますが、例えば当村では、福祉灯油補助、あるいは値上げで困っている村民の方や運輸業者、先ほど言った各種業者に対しては、どんなような考えであるかということを知りたいと思っております。

それから、2番目は、考えていただいたので、これは答えてもらう必要はないと思っておりますので、いいと思っております。

3番目、実施するようでしたら、どのような内容であるか、ここも聞きたいと思っております。しかし、3月頃までは、やはり朝日村、寒いところですので、早めに対応していただければ、この季節にも対応ができるんじゃないかということで、その辺を聞きたいと思っております。

また、4番目といたしまして、県への対応を、ぜひ県に訴えていただいて、全県がそういう方向になるようなふうにぜひお願いしたいということで、4つほどの質問を1番目としましたけれども、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、齊藤議員の質問にお答えいたします。

現在の社会情勢、先ほど議員も述べられておりましたが、コロナ禍と、ここへ来ての原油の高騰ということで、いろんな商品が値上がりをしてきております。そういう中で、国の方針として、原油価格高騰対策というものを国の方針として打ち出しております。その中の施策に、生活困窮者への灯油購入費助成事業というものを国が打ち出しております、それを今、朝日村では活用して、検討を始めました。今国会でそういった議案が通れば、正式に運用になるのかというふうなことと思います。

それで、一番はどういうことかと申しますと、今、先行して新聞紙上で、他市町村の情報が流れておりますが、例えば松本・塩尻方式は、生活困窮者に1世帯1万円の現金を支給するというようなやり方、それと、筑北村、麻績村等々では、全村民個人ごとに3,000円のクーポンを発行するというようなこと、そういうことが新聞で今報道されていますが、朝日村は、どういうことが一番村民の皆さんが喜んでくれるかなということをいろいろ検討してまいりました。

結論といたしましては、先ほどの国の事業、これは一部の助成金にしかありませんが、朝日村では、全村民に1人3,000円で、村内で使える燃料等商品券にしたいと思います。そういった今、発行を進めるべく準備をしております。

今、齊藤議員は、灯油の問題だけということでありましたけれども、あわせて、今国会で議論が白熱しているのは、子供支援、子供世帯へ1人5万円なのか、5万円はクーポンなのか10万円なのかというようなことが盛んに議論されておりますが、朝日村では、あさって、閉会日に追加議案で、今の灯油の件と併せて、2つほど予算組みをご提案をしていきたいというふうに思います。

一つが、子育て世帯への子育て等臨時特別給付金、これが5万か、5万をクーポンにするかという例の議論のやつですが、朝日村では、児童1人当たり10万円の現金給付にしたいというふうに思います。対象が約668人おります。

いずれにしても、朝日村は非常に商店が少ない、いろいろ生活必需品を購入するに当たっても、みんな村外でありますから、一応そういったことを考慮して、やはり現金が一番いいんだろうということで、一括10万円を支給できるように、今準備をしております。

そのほか、これは国会等々であまり議論されておられません、もう一つ、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、こういったものもあります。これも一律1世帯10万円の現金給

付が一番よかろうということで、これは270世帯ほどございます。

そのほかに、今年の4月、6月から並行して行っております低所得の子育て世帯に対する支援金ということで、児童1人当たり5万円というのを、ひとり親世帯分が先行してスタートし、その他世帯分ということで、今、その2つの事業も並行しておりますので、当然今も継続していますので、今度そういった、今説明申し上げたようなものが通ると、並行して5つのそういった給付金の事業が進んでいるということになります。

非常に中身が複雑で、一言言葉では言い表せませんので、また議員の皆様には別の全協をぜひお願いをして、内容の詳細をご説明をして、17日の追加議案にぜひ協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） ただいま村長のほうから、先ほどの中村議員のときも説明ありましたが、全世代の福祉を届けますと、こういうことで、困った方にいろいろやるということで、本当に今の村長の意見を聞きまして、これは恐らく長野県でも、私はトップに匹敵する物の考え方だと思っておりまして、さすが朝日は福祉の村、そういうことで、ぜひこれをやっていただいて、村外からも朝日村ってすごいなというような見方がされるようなふうになればいいと、私は今日ご質問しながら、つくづく今の答えを聞いて、感激をいたしました。ぜひともよろしく、この福祉灯油についてはお願いしたいなと思います。

それに、先ほども言いましたけれども、私たち一般個人のところへ、みんな1人幾らということですし、また、そうすれば、例えば朝日村でも幾つかの運送業者とか、そういうところも、テレビ、新聞等で、非常に経営が厳しいと、仕事がないところへ来て物が上がっているというようなことで、ぜひそういうところにも温かい支援をしていただければ、今の支援でも大変なことだと思っておりますので、ぜひともそんなことで実施していただきたいと。

私が想像以上の答えをいただきましたので、全戸というようなことを私も考えたわけですが、ありがとうございます。

それですので、1番の質問としては、ぜひ今後、今のような方向で、少しでも朝日村の財政を助けるような形で、県とか国へ働きかけて、特別交付金とかそういう中でも、目的別じゃない使える部分というものもあるもんですから、なるべくそういう財源も利用しながら、ま



た、村でいえば、財政調整基金等も大分、最近多くなってきていますので、そういうところで少しでも足していただいて、財源として、ぜひ村民に大きな力を発揮していただきたい、こういうことを期待しまして、1番目の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。

2問目の質問は、圃場整備の課題と、また空き農地活用、今後の農業についてということでございます。

まず、圃場整備の課題については、今村が進めている6工区の中、既に終了しました、ザッコの現場を見てみますと、見た感じ、どこの現場を見てもすばらしい造りです。ところが、いざ作物を作ってみると、水はけの問題とか、あるいは地力の問題、土地の固さ柔らかさ等で、作物がうまく育たないというようなことがどうもあったようなことを聞いております。

私も大分前に、畑地だったところを水田に構造改善していただいたことがあります、畑地と水田では全く性質が違いまして、例えば畑地だと、深くまで深耕して柔らかくする。田んぼというのはやはり、ここにも書いてありますが、水田の表層の下に敷きという硬い層がある。これを造ると、やはりある程度、水もちがよくなる代わりに排水は悪くなるもので、排水をしっかりとやらないと、やはりうまく育たないと、非常に難しいところがあるわけですが、今、6工区あるうちの1工区終わった中で問題が出てきていますので、今後こういう問題が起こったときは、やっぱり専門の方に土地、地力、そういうことを聞いていただいて、対応していただきたいということでもあります。

それと、もう一つは、空き農地の活用ということについては、朝日村の各地域、以前に私、調べたんですが、各地域で必ず、何も作らない無耕作地、それから、草がぼうぼう、木が生えているというような田んぼもありました。そんなようなところを見ていますと、必ず隣に迷惑をかける。そういうことで、私は現在、体が病んでいる中で農業やっていますけれども、やっていてさえ、草を退治するということは非常に大変でありまして、近隣に迷惑をかけております。

それについてはやはり、どうか今後、手が離れる、百姓をやれなくなってくる家が多くな

ると思いますけれども、そういうことのために、ぜひ村として、何か今後、農業が私は基幹産業であると思いますので、助けていただくような何か策を考えていかないといけないんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

例えば、例といたしまして、私なんか、「現代農業」とか、いろいろあれも読んでいるわけですが、あるところでは、やっぱりグループをつくって、農業に関する団体とかJAとか、朝日でもホスピタルみたいなところとか、農業者と相談して、荒れ地を、放棄地を、草退治をまずやって、ある程度それができたところで、荒れ地に強いような作物から新しい就農者に土地を与えて、土地を欲しいという方も、やりたいという方もいるものですから、そういうところに広げていっていただければいいな、そんなふうに思います。

そこで、今後について、村としてはどのように考えているか。また今、先ほども誰か申しましたけれども、農業ビジョンを考える上で、村長も言いましたけれども、今後の農業のことについてですが、家族経営ができる農業、こういうものをぜひ、やっぱりやっておく必要があると。

今、大農家、レタス農家とか葉菜農家が多いわけですが、そういうところについても、今、圃場廃棄とか、非常に難しい問題がいっぱい出てきているわけですが、そのほかにも、やはり農業を守る上では、家族農業、小さい農家をもっと大事にする、農業ビジョンの中には、ぜひそういう大変な方たちに対しても支援が行き届くようなビジョンを考えていただきたいということで、そこら辺についての考えをお願いしたい。

質問としましては、新しい圃場に対してしっかりと指導し、支援をJAとホスピタル、その他で、協働で数年やってはいかがか。

2番目として、村内に外人の方も農業にいそしんでおります。しっかり育ててほしいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、ここ5年くらい、先ほども言いましたけれども、圃場廃棄が行われております。農家をやっている皆さんは、本当に誰も大変なことだと思っているんです。こういうことがあるということは、せっかく作った作物を捨てなければ、捨てるってはいけませんが、圃場で廃棄する。補償はいただくわけですが、とても最初の想像からは違うような形になっているものですから、これが5年間くらい続いていますので、これは大変だなということで、今後、そういうことについてはどのような考えでいるか、廃棄のないようにどんなふうに考えておるか。

それから、4番目、家庭農業を進める上で、小規模農業、さっきも言いましたが、少量多

品目の作物で付加価値の高いものを作る研究が必要じゃないかということがありますが、これについてお考えあったら、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の圃場整備の課題と空き農地の活用、今後の農業についてお答えいたします。

初めに、新たに圃場整備しました、本年度からザッコのほうが進んでいるわけですが、もちらの状況でございます。

J Aに確認しましたところ、サニーレタス、キャベツ、グリーンボール、白菜に成長の遅れがあったようでございます。肥料を与えましたが、あまり効果がなく、非常に小玉のものもあったということでお聞きしてございます。その一つの要因といたしまして、議員がご承知のとおり、水はけが悪くて成長に支障があったのかなということが想定されております。

そこで、ザッコの地層約25センチ下に、しっかり踏み固められてしまったものがございすので、その固い層を柔らかくして水はけをよくすることが必要と考えられ、現在、地権者とJ Aにおいて、固い層を柔らかくすることを来年の作付時期までに行う予定ということでお聞きしてございます。

また、その他、他の地域からは、寒さなどによりまして、気象条件の変化などによって、他の圃場も少しやっぱり生育が悪かったということもございすので、必ず先ほど申し上げた土の影響なのかどうかということも分かりませんので、そちらはしっかり見ながら、対応を考えてまいる所存でございます。引き続き、専門機関でございすJ A、県の指導を受けながら、安心して栽培できる環境対策に取り組んでまいります。

次に、農業にいそしむ方への支援ということで、議員がおっしゃられているのは、今回、地域おこし協力隊を採用してございすが、その方のことでよろしいでしょうか。

今年度、農業を学ぶため、農地ホスピタル朝日や農家などで研修を行い、今現在取り組んでございす。ご本人の思いに寄り添いながら、村の新たな農業従事者として独り立ちができるよう、引き続き支援してまいります。

次に、廃棄圃場につきまして、議員ご承知のとおり、5年連続で、本年度も出荷調整による廃棄処理が行われました。11月26日に行われましたJ Aによる野菜生産販売実績検討会で

も、農業者から出荷調整につきまして厳しいご意見が出ており、切実な課題であると私どもも認識しております。JAを中心に、競合産地や出荷時期の計画的な生産など対策を講じていただき、廃棄が行われないことを願うばかりでございます。

村といたしましても、JA等と連携を図り、さらなる販路の拡大や品目転換の研究などを一緒に取り組んでまいります。

次に、小規模農業、少量多品目の作物で付加価値を高めるものを研究してはどうかということでございますが、村はこれまで、アグリ・チャレンジセンターによりまして、3万円ビジネス、やさいバス、またコンビニの直売など、様々な小規模農業を支援してまいっております。また、先ほど申し上げましたが、気候変動に応じた作物への転換も非常に現在重要と捉えておりますので、生産者、JA等と連携を図り、付加価値が高められるような作物の研究をしてまいります。

昨日も農協の職員の方と打合せしましたが、やはり非常に8月、高温が続いてございますので、何か新たなものにならないかということも、野菜部会や青年部の皆さんを中心に、今研究していらっしゃいます。そんなところも、行政もしっかり関わりながら、付加価値の高いものを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも、圃場廃棄の問題とかいろいろ答えていただきまして、ありがとうございました。

そういう中で、先ほど言いましたけれども、圃場廃棄、こういうことについても非常に悩んでいるということで、今課長のほうからも聞いたわけですが、これ、作っている皆さん、本当に大変なことだと思います。私も野菜委員をやっている中で、何度か圃場へ行きまして、足を運んで、廃棄したものを数えたりする役をしておりますけれども、哀れを感じます。本当に作ったものを、こうやって圃場に廃棄しなきゃいけないのを見ますと、苦労が本当に大変だなと思うわけでございます。

また、そんなようなところから、私、作物についても、今後いろいろ考えていかなきゃいけないんじゃないかというようなことで、「現代農業」とか、いろいろな本を見させてもらったんですが、そういう中で、やはり荒地地なんか、例えば、先ほど言ったように、誰かが

やっていただければ、圃場さえ造れる前段階までいったようになれば、新しい就農したい方に、ネギだとかエゴマとか、いろいろやっている事例が「現代農業」あたりでは出ていて、現に成果を上げてきているところもあるわけです。

そういうような、例えば小さなあれかもしれませんけれども、そういう少量多品目でも農家経営ができる、個人経営ができるような農業にしていかなきゃいけない。先ほども言いましたけれども、ファミマとかいろいろ出荷して、3万円以上のあれができるような、そういうきめ細やかな農業施策というのは、これから絶対農業ビジョンで必要だと思います。

それから、先ほども述べましたけれども、圃場の問題、圃場改善の問題ですけれども、やはり四、五年は、改良しても、その土地の地力とかいろいろが簡単に出なくて、作物ができなくて、私も5年間ほど、元に戻るまでにいろいろやりまして、先ほど誰か言いましたけれども、有機農業というんですかね、栄養を土に与えて作物がよくできるような、こういうことをやっぱり、JAとかそういうところの専門家もいますので、指導をしっかり、そういう人たち、やりたい人たちにつけて、地力をあれしていくと。その間は少し、私は、できれば村として農業に支援でもしていただければ、JAもそうですけれども、そういう農家に対して何か支援ができないものかななんて思いました。

小規模農家だと、本当に物をやるのが大変で、また自分なりに、どうやったっていいかわからない、こういうことがあって、私なんかも何度か農協へ足を運んで、聞いたりしながら、こういうふうにしたらいというようなことで指導を受けながらやってきて、どうにか元の地力が戻ってきましたけれども、絶対今後、この6工区の中、そういう問題が出てくると思うんですよね。そこをやっぱり行政もJAも、ホスピタルとかああいうところも全部協働して、そして、農業が元気になるようなあれを実施していただきたいと、食っていける農業にしていきたいと、こういうことをお願いしたいと思いますが、そこら辺について考えがありましたら、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず、先ほど申し上げましたが、小規模農業を中心として、私どもも、大きな農業だけではなくて、小規模農業についてもしっかり支援してまいります。

そんな中で、アグリ・チャレンジセンターを中心にやってまいりましたが、今現在、農業

ビジョンの中にもうたい込みますが、どうやったら農業の経営が成り立つかという、そういったパターンづくりを今進めてございます。そんな中、少しでも経営ができるような農業につながっていくように考えてまいります。

また、いろいろな作物を作るに当たっても、農協さんと相談しながら、何が朝日村にとっていいのかということ、昨日もお話しさせていただいた中で、いろいろなことを、まだまだ試行錯誤でやっているということでお伺いしてございますので、何か新しいものができればというふうに期待してございます。

次に、圃場整備につきましては、先ほど申しましたが、私ども、技術的な支援等はなかなかできませんので、県またJAに土の関係についてお調べいただきながら、やってまいります。そんな中、技術的な支援につきましては、村も強力的なバックアップをし、やってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも、いろいろそういうところと相談しながら進めていくということで、分かりました。

最後にですけれども、朝日村、今、朝日村の便りの中にも出ていたと思いましたが、農業の貸し借り、空き地の貸し借りとか、売手、借手ですかね、そんなような情報がちょっと入っていますが、今どんなような状況なのか。

それから、これからやはり農業をやる上で、高齢化が進んできて、私は、農業をやりたくても手放していくような方が増えてくるんじゃないかということ、やっぱりちょっと心配しております。そこら辺について、ちょっとお考えあったら、対策があったらお聞きしたいと思っております。これを最後にお願ひしたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今のご質問ですけれども、朝日村で何が一番課題かと問われたならば、やっぱり10年、20年、30年先の農業を維持していく、農業を守る、土地を守る、そうすれば朝日村を守れるというふうに私は考えております。

ですから、農業ビジョンというところで、うたえるだけうたいたいと思いますが、基本的には、農業者を育てる組織なりプログラムなり、そういったものが今ございませんので、例えば、それ用の施設を用意したり、機械を用意したり、住宅を用意したり、こういった先進的な地域もございますので、そういったところを勉強させてもらいながら、村主導でよいと思いますので、そういった農業者を育てる育成組織だとか、そういったプログラムをつくってまいりたいというふうに思っています。

ただ、これは、今日明日できる話でもございませんので、中長期計画の中でそういったものに取り組んでいくということが、私は農業を守る、土地を守る、朝日村を守る、その原点だと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから、将来やっぱり30年先ぐらいのことも考えて、農業を守る基本的なものを何かつくっていききたいという方針を聞きまして、安心しました。ぜひ朝日村、農業主体の村ですので、今後農業ビジョンを立てる中でも、細かい意見を聞いて、本当に農業が、有機農業とかいろいろが盛んになるようなことを、ぜひ意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

今日はいろいろ質問しましたけれども、私の思っていたとおりの答えを出していただきまして、本当にありがとうございました。ぜひ力を入れて頑張っていってほしいのと、こういうことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

ここで昼食を取りたいと思います。

暫時休憩といたします。

午後の再開は13時30分といたします。

休憩 午後 12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、一般質問を再開いたします。

---

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（北村直樹君） 10番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美でございます。

私は、今回2問、質問項目がございます。

初めの質問はDXということで、このDXは隣の市の問題なのかなと思っていましたところ、我が村のことであることに気づき、これが村民生活に大きな影響があるだろうということで、非常に難しい質問に挑んでしまいましたが、あえて理解をするためにこの質問をするということで位置づけて、お願いをしたいと思います。

質問項目です。国の方針に基づく村のDXの進捗と今後の進め方。

このDXというのは、デジタルトランスフォーメーションということで、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をよりよいものに変革するという、そういう意味があります。

村は昨年から、マイナンバーカード対応のためとして、行政事務の各種システム改修を実施しております。具体的には、現在村が管理している村民の個人情報、例えば戸籍をはじめ住民票、戸籍付票といった、こうした情報は国のシステムに提供しております。今年春先からは、マイナンバーカードの村民への普及に力を入れており、休日や夜間も窓口を開いて対応中です。

こうした一連の経費は、ほとんどが国の財源で実施しております。今、行政事務に何が起きているのか明確に分からず、ただ報道から知る国のデジタル社会実現のためなのかなという程度の理解であります。

そこで、国が進めるマイナンバーカードについて調べました。分かったことは全て国の動きですが、昨年12月25日に集中して閣議決定した3点セットです。1つ目は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、2つ目は、デジタルガバメント実行計画、3つ目は、自治体DX推進計画です。



1つ目の基本方針では、デジタル社会のビジョンについて、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会、これを掲げ、こうした社会を目指すために、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めると示しました。

2つ目の実行計画では、国と地方公共団体が相互に連携しながらデジタル技術の活用を積極的に推進するために、国は自治体が重点的に取り組む事項と内容を示し、さらに自治体の行動を促すために、3つ目の自治体DX推進計画を策定しました。国は自治体の責務として、この推進計画に着実に取り組み、進めることを求めています。

そして、今年1月22日付、総務省自治財政局財政課から、全国の自治体に通知が出ております。タイトルは、令和3年度地方財政の見通し・予算編成上の留意事項についてです。

予算編成上の留意事項文書の中の一文を紹介します。

デジタル社会を形成するためには、行政における徹底した国民目線が重要であり、デジタル化による行政サービスの質の向上によって、国民の幸福な生活の実現を図る必要があるとあります。

こうした国が全国の自治体に求める自治体DX推進計画とは何か、これを受けた村の方針も含めた対応をお尋ねします。

以下、4項目お願いいたします。

1、自治体DX推進計画とは、これについて、なじまない言葉のため、簡潔に分かりやすく説明していただきたい。

2、村が現在取り組むDX関連事業の内容と事業費は幾らか。

3、自治体DX推進計画を着実に進めると、役場組織と住民サービスはどう変わるか。

4、マイナンバーカードの12月時点の村の交付率は37.5%ということですが、国は自治体DX推進計画の中で、令和4年度、来年度までに100%達成を求めている。いかにして達成するか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 塩原智恵美議員ご質問の国の方針に基づく村のDXの進捗と今後の進め方についてお答えいたします。

私からは、ご質問の初めから3点について回答させていただきます。

初めに、自治体DX推進計画につきまして回答させていただきます。

この計画名にあるDXは、デジタルトランスフォーメーションの略語であります。また、その言葉の意味している内容は、デジタル化を手段として変革を進めることであり、単なる新技術の導入ではなく、それに合わせて、むらづくりの制度や政策、組織の在り方などを変革していくことでもあります。

総務省では、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容、これらを具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめました。それが自治体DX推進計画です。計画には、DX推進のための市町村が重点的に取り組むべき内容と、その取り組むための国の支援策が明記されています。示されている市町村が取り組むべき内容は、大きく分けて3項目です。

1つは、推進体制の構築です。役場の組織体制の整備と人材の育成による計画的な取組です。

2つ目は、マイナンバーカードの普及促進、情報システムの共通化、テレワーク推進といった環境の整備です。

最後の3つ目は、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の解消です。これは、行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中で、デジタル技術を使いこなせる方、またそうでない方のデジタル格差の解消を意味し、これが誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指すものであります。

次に、村が取り組んでいるDX関連事業について回答させていただきます。

朝日村のDX関連事業への取組は、主に令和2年度からスタートしております。その主な内容は6項目であります。その実施内容は、マイナンバーの発行委託やマイナンバーの情報管理のための業務とシステム改修、国と県と自治体間を接続しているネットワーク回線の増強、情報を扱う情報システムのセキュリティーの構築、財務や内務事務の効率化を目的とした印鑑決裁から電子決裁への変更、紙文書の廃止を進めるペーパーレス会議システムの整備、事務の効率化と危機管理体制構築を目的としたテレワーク環境整備、そして最後、小学校等のGIGAスクール構想整備であります。

これらの整備は、DX関連のうち、行政内部と学校教育関係の整備であります。令和2年度から3年度にかけて実施された総事業費は6,970万円であります。

次に、自治体DX推進計画により、役場組織と住民サービスがどう変わるかについて回答させていただきます。

D Xの推進は、デジタル技術の活用により、村民サービスの向上や行政事務の効率化の取組を通して、誰もが便利で生活の豊かさを実感できるデジタル社会の実現を目指しています。これは、朝日村の第6次朝日村総合計画、また、朝日村行財政改革アクションプランの目標である質の高い行政組織の構築、村民の福祉向上に向けた業務の改善、これらを補完するものでもあります。

また、村民生活においては、いつでもどこでも必要な住民サービスを受けられるため、役場窓口につながるといった、これだけのものではなく、将来、朝日村の人口、自主財源の減少が予想される中においても、D Xの推進は役場組織の効率化と、その効率化により生み出された人材資源を住民の本当に必要な住民サービスに集中できるものでございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） それでは、塩原議員ご質問のマイナンバーカードの普及率をいかにして100%にするかについてお答えさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、確かにカードの取得の普及を推進している私自身も、完全に理解ができていない部分もございますが、ただいま必死に勉強しているところではございます。

朝日村では今年2月から、マイナンバーカードの普及などの事務に職員を充て、強力に普及推進をしてきております。4月1日の時点で普及率21.58%、県内42番目でしたけれども、夜間窓口、それから休日窓口の開設、また郵便局などでの出張窓口の開設によりまして、37.5%、県内18番目、松本広域圏では1番の交付率に上がってまいりました。

国が求める令和4年度普及率100%は、厳しい目標だと受け止めておりますが、近づけていかなくはなりません。まだ取得されていない皆様には、身分証はもとより、保険証や免許証などとして使用することができるようになるなどの必要性を根気よく説明し、村民の皆さんの集まる行事などに出向いて、マイナンバーカードの取得率を少しでも高める努力をしていく所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） ただいまの説明で、約7,000万円近くかけて、行政内部のD X、

その準備を今進めているというふうに受け止めました。マイナカードも相当頑張っていて、今この平らの中では、いい状態になっているということは、とても評価に値するところだと思います。

それで、実は私、この質問するに当たりまして、調べれば調べるほど、これは大変なことになるということを感じております。行政は今、準備を進めておりますけれども、まだこれからやることがたくさんある。そういったことも、だけれども、そのことによって、私たちの暮らしがさま変わりするのではないのかというところを今感じております。

具体的に何がさま変わりするんだというところですが、保育園の入所手続、これをはじめ介護認定の申請など、私たちの日々の暮らしに身近な26の手続、窓口における手続関係があるわけなんですけれども、これがオンライン化が可能になる、行政の窓口で、今まで紙で申請していたものがオンラインに変わる、そうした仕組みができるんだと、そういう、これがDXということだというふうに、私は今の時点では解釈しております。

自治体のオンライン化をするためには、全国の自治体の情報を標準化するという、全国一律に標準化するという、こういった作業を始めて、現在、今国がオンラインサービスをしているマイナポータルというのがありますが、この接続等、幾つかの工程を国が主導で、財源をつけて、今年からスタートしております。こうした取組は、目標時期が令和7年度までとなっております。

何でこんなに国が強制的、ある意味強制的に見えるんですが、進めるのかというのには、背景があることを知りました。令和元年5月、国の有識者会議が報告書をまとめました。これからますます深刻化する人口減少時代の自治体の運営をどうやって克服するかという、そういったまとまった報告書です。内容は次のとおりです。

これまで、自治体は厳しい財政状況の下、行政改革に積極的に取り組んできた。職員が減少する中、事務事業の民間委託、指定管理者制度導入など、民間の経営資源を活用して、何とか公共サービスを維持してきた。これから先迎える本格的な人口減少時代で、職員数のさらなる減少が見込まれる中、サービス提供のコスト増加や担い手となる事業者が見つからないケースが予想される。現在、多くの自治体は、人口減少、都市部への人口流出、それに伴う地域経済の低迷による税収減となる一方で、高齢化による介護や医療など、高まる福祉ニーズへの対応や老朽化する社会インフラの維持が求められている。今後の限られた行政経営資源の中で、持続可能で質の高い公共サービス提供のためには、RPA、これは、今パソコンで行っているデスクワークをソフトウェアロボットが代行するという、こうした革新的な

技術を積極的に活用することが求められる。

したがって、地方自治体は、今のシステムや業務プロセスを前提とした改築方式ではなく、今の仕事のやり方を抜本的に見直す引っ越し方式、改築から引っ越し、こうした方式が必要だという問題意識を持つとともに、自治体もベンダーも、このベンダーとは販売元ということですが、自治体もベンダーもシステムの構築、保守・管理という守りの分野はできるだけ効率化した上で、革新的技術の積極的な活用という攻めの分野へ集中して人や財政を投資できる環境をつくることが不可欠であると、こうしたことをまとめました。これが背景です。

ここから後の国の動きです。令和元年5月、この報告を受けてからは、つまり2年前の12月は、新経済・財政再生計画改革工程表というものをつくり、この中に情報システムの標準化や自治体のデジタル化は既に位置づけられました。2年前にもう位置づけされております。

昨年12月25日、先ほど総務課長から説明がありましたが、自治体DX推進計画が閣議決定され、この内容は、今年の1月に成立した国の第3次補正予算で事業化しております。そして、今年6月18日、デジタル社会実現に向けた重点計画を閣議決定しました。この重点計画に基づいて、自治体DX推進手順書というものを7月7日に総務省が公開しております。

この手順書は、DXを推進するために想定される一連の手順を示すもので、自治体にとっては参考書のようなものです。この中に工程表も示されております。この内容、総務課長、ご存じでしょうか。もしご存じでしたら説明してください、お願いします。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 塩原議員のご質問にお答えさせていただきます。

塩原議員ご指摘のとおり、このデジタルDX、数年前から始まってきているわけでありませうけれども、一番の大本が令和3年、今年になりますけれども、法律が成立しております。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律ということで、この法律において、議員の説明の中でもありました、令和7年までに全国自治体の情報システムを標準化・共通化することが法律で定められたものです。その法律で定められたことによって、令和7年までの手順書、工程表が、国のほうから今年示されたということになってございます。

その工程表ですが、簡単に説明させてもらいますが、先ほどDXの推進の大きな項目、3項目ほどございましたけれども、その一つが、今お話しさせてもらいました各全国自治体の情報システムの標準化・共通化ということで、それを令和7年度までに共通化して一本化する

るということになってございます。また、マイナンバーカードの普及促進に当たりましては、令和4年度末、来年度いっぱい、交付率を100%に持っていくということになってございます。

自治体の行政手続のオンライン化、これが今、議員の説明にもございましたが、26の手続について、マイナンバーカードを使って、スマートフォン等を利用して、役場に来なくても手続が行える26事業を可能にするというものが、やはりこれが令和4年度までに全国自治体に求められている内容となってございます。それらが工程表に示されております。

あと、手順書の中には、それに伴う国からの財政支援等が示されております。その主な、一番大きなものとしたしましては、令和3年度、令和4年度になります普通交付税の中におきまして、地域デジタル社会推進費というものが設けられております。また、行政手続のオンライン化費用としたしましては、補助率2分の1の補助金が設けられております。

また、マイナンバーカード交付率100%を目指すに当たりまして、全国民の方がマイナンバーカードを利用して行政手続ができるようにするための講習会等の経費としたしまして、補助率10分の10の交付金等も国のほうから示されているものであります。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 今、説明がありました。

村長にお尋ねします。

工程表の中で、令和4年度までにやらなければいけない、今、事業が幾つかありました。それも国の財源がついての事業です。これは令和4年度、あるいは今年の補正予算という手もまだありますけれども、もう既に実施済みの国が公表している財源対策ですが、そのことについて取り組むお考えがあるかどうか、それが一つ。

それから、もう一点、今課長の説明の中にありました講習会の話です。国が進めているのは、環境を整えるための、自治体が環境を整えるためのいろんな作業がありますけれども、その作業と同じくらい大事に国が言っているのが、誰も取り残さないためのデジタル社会だと。それはどうやってやっていくかというのは、今、課長の最後の説明のほうにありましたデジタルデバインド対策です。結局、情報格差を生まないようにしなければいけないと。

情報格差を生む方たち、これ、国は高齢者とか低所得者層と言っているんですね。そうすると、デジタルデバインド対策、そのところは、国は今、デジタル活用支援推進事業という

ものを令和3年度に出しております。国が国家予算で出しています。この事業に、もう既に塩尻市、松本市、喬木村等が取り組んでおります。これに取り組むということは非常に大事なことで、今、スマートフォンの扱い方も分からない、電源の入れ方も分からないという、そういった高齢者対策、そのためにこれをぜひ取り入れて、100%事業ですので取り入れて、そして、高齢者の皆さんに感謝される、そういう対応をぜひお願いしたいところです。

これは、社会福祉協議会とか公民館の講座等でやれるようになっております。この2つ、つまり今言った令和4年度の対応として、こうしたことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

塩原智恵美議員の質問にお答えいたします。

まずはお礼なんですけれども、今回、塩原議員がこういった質問を取り上げていただいたもので、うんとみんなで勉強しました。総務のほうは、またこれ、まとめた資料ができましたので、議員の皆さんにも、全協等で説明会を開かないと分からないほどのボリュームということが分かりました。一概に国は、DX、DXと簡単に言ってしまいますけれども、その裏にはいろんな、さっきもおっしゃったような非常に難しい仕組みをやろう、やろうということがいっぱいあって、一言では説明できません。

その中の一つに、日程的には07年度までにこれだけのことをしなさいというのがありますが、まず無理だと思います。マイナンバーを来年度までに100%というのも、これは絶対、どうあがいても無理だと思います。徐々に高めていく。

ですから、国はそういうことでトリガーをかけましたので、我々はついていけるだけついていくように、必要に応じて予算を組んで、必要に応じてテーマごと取り込んでいくということになると思います。直近でいえば、住民票がコンビニエンスストアで発行できるようになるというようなのも取り入れますが、それだけで5,000万円かかります。そのくらい、非常にDXにテーマごとついていくというのは大変なことになりますので、一つ一つ勉強しながら予算化をして、皆さんにお諮りをしながら進めていきたいというふうに思います。

ちなみに、すぐにあれとこれとそれに取り組むというところまでは、まだ現在至りませんので、また相談させてください。

それと、デジタルデバインドという、これもまた難しい言葉が出てきていますけれども、まさしくここだと思います。塩原議員は、税金の電子申請ってやっておられますか。当然マイナンバーカードはお持ちだと思いますけれども、私は5年前から電子申請をやっています。マイナンバーカードを差して、そして、インターフェースカードを買ってきてパソコンにつないで、でも、年に1回しかやらないもので、そのたび半日仕事ぐらい、パスワードはどうだったか、まずは手順としてこうやるかというのを、作業標準書的には作ってありますけれども、本当にさっさとなんかできません。

そういうことで、全て電子化になっていくということはいいいと思うんですが、本当に使える人がどのくらい使いこなすか。毎日の仕事で使っている人は、またそれは違うと思いますけれども、そこが一番問題で、その前に、例えば、まだガラケーを持っている人が、替えたけれども扱い方が分からん、この勉強会、それは来年度以降、例えばご提案のあった公民館講座だとか、いろんな媒体を使って勉強会をしていこうという、庁内では今、話にはなっています、まず使いこなすということですね。

そういったことで、今回こういった質問をいただいたもので、我々行政側としても、どんなことをいつまでにやらなくちゃいけないのか、また、どんなことにはどういう補助金がついてくるのかということが再整理できましたので、またこれを議会の皆さんにお諮りをして、この中から順位立てて取り組んでいきたいというふうに思っています。それ以上は、ちょっと今日はお答えできません。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 今、国では臨時国会が開かれておりますが、ここで岸田総理は、こういうことを言っています。マイナンバーカードは安心・安全なデジタル社会のパスポートであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラである。結局、インターネットが世の中のインフラになるんだというふうに受け止めました。

朝日村で、これが早期にいろんな意味で整っていくと、これがもしかしたら、人口増対策の一つの大きな一手になると思いますので、ぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

これで、私の質問、1問目は終わります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。



塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） もう時間がなくなってきてしまいまして、実はこちらのテーマのほうがちよっと重要だったんですが、質問します。

旧おひさま保育園解体後の土地利用について。

旧おひさま保育園について、9月議会で解体費用4,500万円が議決されました。建物がアスベストを含むことから、来年3月までに取り壊すことになりました。9月議会の時点で、取壊し後の土地利用について、議会は村の計画する村営住宅を認めていないことから、附帯決議案を議決しました。附帯決議に、次の一文があります。「土地利用について様々な可能性を考慮して村民と議会の理解と承認を経て進めること」、こうしました。

その後、村は、9月の全員協議会での説明、そして、9月21日は、初めて旧おひさま保育園の近隣住民への説明会を開きました。しかし、ここでは、住民からは明確な建てていいという意思表示が示されなかったため、村は再度説明会を開くということで現在に至っております。

11月17日の全員協議会では、村では住宅建設の必要性について、細やかに説明をしました。結論としまして、この村営住宅建設については、議員の皆さんは、建てる方向はどうなんだという質問がありました。これに対して。大方の議員は、人口減少の厳しい状況とおひさま保育園は村有地であることから、村の提案する村営住宅建設に賛成するという意見が大多数でした。

今回、一般質問するのは、私自身が村民の声を代弁する議員の役割を果たすためであることと、また最適な判断をしなければいけないという、そのためには幾つか明確になっていない課題がありましたので、それをお尋ねすることにしました。

そして、もう一つは、この質問を通して、村営住宅建設計画について、1人でも多くの村民の皆さんに考えていただく、そうした機会になればと捉えました。

以下、質問します。

- 1、地元と約束した説明会が開かれていないが、今後の予定はいつか。
- 2、附帯決議で、議会は村民の理解と承認を経て進めることを求めていることから、村が方針を決定するのは地元の合意を得てからと受け止めていいのかどうか。
- 3、地域防災計画によると、旧おひさま保育園は指定避難所であり、大規模地震時は職員が避難所運営する場所となっている。地元説明会では、村の方針とした住宅建設について、

指定避難所をわざわざ住宅にするのかという意見に対し、村は別の場所を検討していましたが、おひさま保育園の解体は来年春で、検討している防災センターの完成は、およそあと二、三年はかかるのではないかと。そうすると、この地域の皆さんの災害時の避難所を確保する必要があるのではないかと。ということです。

4つ目が、1回目の地元説明会で村が示した図面は、鉄筋コンクリート造り2階建て、8戸の入居を可能とする高さ8メートルの建物1棟です。残地が広いことから、全体の土地利用について構想があるとすれば、それを示した上での地元の理解を求める必要があると考えるが、いかがでしょうか。

5つ目、国への本要望は、当初計画では12月と説明がありました。現在、地元と合意が取れていない中、当初のスケジュールは、今後国への対応はどうか。

時間がございません。簡潔に答えだけお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の旧おひさま保育園跡地の村営住宅建設についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

私のほうから、1、2、4、5の回答をさせていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

最初に、地元と約束した説明会が開かれていないが、今後の予定はいつかというご質問でございます。

次の地元説明会につきましては、旧おひさま保育園の解体工事発注後、取り壊す園舎の建築資材にアスベストが含まれているため、地元住民の皆さんに行う解体工事の説明会と併せて行うこととさせていただいております。現在、解体工事の設計業務に時間を要しております、年内の工事発注は難しい状況であります。地元説明会につきましては、年明けの1月になる予定でございます。

続きまして、附帯決議で、議会は村民の理解と承認を経て進めることを求めていることから、村が方針を決定するのは地元の合意を得てからと受け止めてよいかのご質問でございます。

村としましても、村営住宅の建設につきましては、地元の皆さんのご理解をいただき、進めることとしております。ただし、村では、第6次総合計画や人口ビジョンに基づき、近年

著しい人口減少、少子化に伴う人口維持施策として、また村内の住宅の状況を考慮する中、若い世帯や子育て世帯が移住・定住を図るため、賃貸の村営住宅の建設は必要な取組であると捉えております。

この村営住宅の建設については、2分の1の国庫補助金を活用して行う計画でありますけれども、建設用地の取得は補助の対象とならないことから、旧おひさま保育園の敷地につきましては既に村の所有地であること、それと……

〔「議長、答えだけでいいというふうにお伝えしてありますので、説明は結構です」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 簡潔にお願いいたします。

○企画財政課長（上條晴彦君） すみません、ということをお願いします。

4番目ですけれども、村が示した図面でございますけれども、全体の土地利用について、今後構想があるとしたら、それを示した上で地元理解を求める必要があると考えるが、いかがかということでございますけれども、地元説明会で示させていただきました図面については、住民の皆さんの意見を伺うために、たたき台として示させていただいたものでございますので、土地利用等につきましては、今後、住民の皆さんの意見を聞いて定めていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

最後でございますけれども、国への本要望、当初計画12月と説明がありましたけれども、地元と合意が取れていない中、スケジュールはどうなるかということでございます。

朝日村の人口は、令和元年までの5年間は約25人、各年減少しておりましたけれども、昨年は4倍に当たる94人が減少し、今年も1月から75人減少しております。

スケジュール的には、今年の12月の本要望は、スケジュール的に無理であると判断をいたしておりますので、本年の本要望は行わず、改めて関係の皆さんのご理解をいただく中で、来年12月の国への本要望、実施設計と建設につきましては令和5年度実施していく予定でございますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 私からは、旧おひさま保育園の周辺地域の皆さんの避難所確保の必要性について答弁させていただきます。

現在、旧おひさま保育園は、旧園庭のみが緊急指定避難場所として指定されています。

朝日村では、11月19日に株式会社東京堂と村とにおきまして、災害応援協定を締結いたしました。それによりまして、東京堂の建物及び敷地について、緊急避難場所、指定避難所として利用することができるようになりました。それによりまして、旧おひさま保育園は、今まで避難所として、482平米の収容人員が161名ということで指定をしておりましたが、新しく東京堂が、面積にして552平米、収容人員は184名ということで、旧おひさま保育園を上回る避難所等を確保することができました。それによりまして、おひさま保育園につきましては、避難所の指定から解除ということになってございます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） そうしますと、来年1月に地元の説明をすると、そして、村の計画については、地元の合意を得てからやるんだというふうに受け止めました。本要望は来年の12月、1年先送りになったということですね。そして、おひさま保育園の防災対策の関係については、東京堂との協定ができたから、そちらのほうで取りあえずいいのではないかとというような受け止めに、私は説明と受け止めました。

そこで、今、おひさま保育園の園庭を避難場所にするという説明と、それから、東京堂のほうに場所の確保ができたという情報は、村民は知らないんですね。とても大事な情報なんですけれども、誰も知らないです。新聞で知っただけです。村からのメッセージは何もないんですね。明日災害が起きたときに、東京堂が逃げられる場所だということは誰も知らないです。機能しないんです。そのところを、これからそこも含めて、ちょっとお尋ねします。

村は10月20日付で、防災会議の委員に、地域防災計画の一部を修正するための書面決議を求めました。これは11月1日に議決されております。理由は、おひさま保育園解体だということで、園庭の一部482平方メートルを指定緊急避難場所にするという、そういう内容でした。

このことについて、ちょっと村長にお尋ねしたいんですが、まず、地域防災計画の一部修正を会議を開かず、なぜ書面決議としたのか。なぜ書面での議決にしたのか。

2つ目は、面積は、あそこのおひさま保育園の敷地の面積が3,923平方メートルあります。それに対して482平方メートル、なぜ482平方メートルにしたのか。それと、この482平方メートルは、どこの場所のことを指すのか。

取りあえず、時間がございませんので、なぜ会議を開かないで書面決議にしたのか。それ

から、おひさま保育園の482平方メートル、これは場所がどこで、全体の敷地面積が3,900平方メートルあるのになぜそれにしたのか、その説明をお願いします。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 書面議決の件ですけれども、ちょうどコロナ禍の真っ最中でありましたので、そうさせていただきました。

以上でございます。

それと、面積の件は総務課長より答弁をさせます。

○議長（北村直樹君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 面積の件ではありますが、今までの指定避難所である旧おひさま保育園の避難所の面積を確保するために、園庭の同じ面積を確保させていただきました。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 何でこんなことを質問しているかといいますと、防災対策の面というところなんですね。結局、貴重な公共用地の役割というところなんですけど、今回は、住宅を建設するというのは貴重な公共用地だからという説明、村からありました。でも、同じ公共用地の役割としては優先的に取り組む、それは災害対策ではないかということなんですね。

これ、災害対策って何かというと、村に地域防災計画があります。この中に避難収容活動計画、こういう計画があって、村の基本方針を示しています。特に重要なところなんですけど、避難場所のこと、今問題になっているのは避難場所ですから、この避難場所のところについて、公共用地、避難場所について、公用地はもとより、私有地についても極力安全性の確保に努め、特に公共用地については積極的に整備を図ると、村の防災計画に書いてあるんです。

それで、積極的に公共用地を整備するということに対して、3,923平方メートルあるおひさま保育園の敷地に対して482平方メートルは、これは積極的活用と言えるかどうか、総務課長、お願いします。

○議長（北村直樹君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 朝日村地域防災計画におきまして、公共用地を積極的に利用するというのがあります。

今回、旧おひさま保育園の解体及び次の事業のことがございましたので、解体されるおひさま保育園の面積確保ということでありましたけれども、おっしゃるとおり、公共用地を積極的に利用するというのがありますので、旧おひさま保育園用地の村の今後の計画と並行して、地域防災計画、旧おひさま保育園の跡地について、どのように活用していくかということと並行して検討してまいりたいと思います。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 並行して検討していくということは、ちょっとよく私、理解できないんですけども、要は、村にある地域防災計画は、国の災害対策基本法に基づいてつくられている計画なんですね。その計画の中に位置づいている公共用地の積極利用の考え方と、村がこれから建てようとする住宅建設は、どこにも条例はないです。どちらを優先させるべきかということなんです、私が聞きたいことは。

人の安全・安心対策、地域住民の災害時の安全対策を講じなければいけない地域防災計画の中に位置づいているものが、その公共用地を、今度は村は住宅建設しようとしているんです。どちらが優先ですかということなんです。村長、お願いします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 端的に言いますと、どちらが優先という言葉は当てはまらないと思います。もし激甚災害が起きたときの避難場所としては、西洗馬の農村広場もございまして、今度のような確保できたところもありますし、または、こちらのほうのいろんな場所がありますから、そこを全てそういう防災に使うということと、将来のむらづくりを考えたときにそこに住宅を建てるといふのは、また私は別物だと思っています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） よく、ちょっと災害対策基本法、法律の中に、指定避難場所、指定避難所を指定するのは村長の責務になっています。その責務になっている公共用地の有効、

積極的な活用と村の計画にあります。その書いてある根拠のあるものと、これから建設しようとする住宅建設のそのものと、一体どっちを優先させなけりゃいけないか、もう一回検討してもらいたいと思うんですね。それが一つです。

そして、ちなみにですが、ちょっと私、調べたんですが、防災計画の中に別表、一覧表があります。避難場所の一覧表です。これ、鎖川右岸・左岸のことについて、私、9月の議会でやりました。左岸には非常に充実していると、指定避難所がですね、建屋が。右岸はないから、そうしたら村長は、西洗馬は防災センターを考えていると、その方向になりました。

ところが、今度は避難場所ですね、今度は一時的に避難する場所。その場所は、左岸は6か所で、面積がトータルで3万4,000平方メートルです。それに対して右岸は、これ、左岸は6か所あるんですね。鉢盛中学校校庭から小学校の校庭、それからグラウンド、あさひ保育園、コロシアム、スキー場。右岸はどこがとといいますと、針尾スケートリンク、運動広場だけなんです。そこに、おひさま保育園が僅か480平米入りました。この面積1万1,000です。右岸と左岸の差が歴然としています。3分の1しかないです。こここのところをよく考えていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、ちょっと時間もございませんので、まとめたいと思いますけれども、こうしたこと、いろんなこと、村の思いがあることは私も分かります。私もそれは大事だと思います。でも、どちらを優先させなけりゃいけないか。そのところは、今後、本当にあそこを建てていいかどうかは、今は限られた人たち、十数人の人たちの中で検討しておりますけれども、指定避難場所として確保する、もしそういう場所をとすることを考え、そのことも一つテーマだと思うんですよ。

なので、その周辺の人たちをもう少し広めて、どうするのがいいのか、もう一回地域の声をよく聞いていただきたいと、そのように思います。

いずれにしましても、ちょっと私は今回のこの質問のこと、今年の5月からの全協から……

○議長（北村直樹君） 塩原議員、持ち時間の50分が終了しました。

○10番（塩原智恵美君） はい、分かりました。

じゃ、そういったことで、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

大変ご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時20分



地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会12月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和3年12月17日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号までの質疑、討論、採決

(追加付議案件)

- 第6 議案第62号 令和3年度朝日村一般会計補正予算(第9号)について
- 第7 議案提案説明
- 第8 議案内容説明
- 第9 議案第62号の質疑、討論、採決
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続調査の申出について

---

出席議員(8名)

2番	高橋良二君	3番	清沢正毅君
5番	高橋廣美君	6番	林邦宏君
7番	中村文映君	8番	齊藤勝則君
10番	塩原智恵美君	11番	北村直樹君

欠席議員(1名)

1番 上條俊策君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	會計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條浩充君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	上條裕子君	書記	石田和香君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

上條俊策議員から、本日の会議を欠席する旨の届出が提出されましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 高橋 廣美 議員

6番 林 邦宏 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

林総務産業委員会委員長。

林議員。

〔総務産業委員長 林 邦宏君登壇〕

○総務産業委員長（林 邦宏君） 総務産業委員会陳情等審査委員長報告。

本委員会に付託された陳情3件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は、12月13日に開催し、慎重に審査した結果、陳情第2号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書、陳情第3号 最低制限価格の設定に関する陳情書及び陳情第4号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書につきましては、いずれも採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、国土交通省告示の準拠や最低制限価格の設定の必要性、建築士が抱える長時間労働や後継者不足等の課題について、陳情者の説明後、陳情書の内容につき審査した結果、当村として今後とも履行されることが望ましく、全会一致で採択とされたものです。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、村長宛てに地方自治法上の意見書提出はできないこととされておりますので、村当局におかれましては、本陳情書の趣旨を十分ご賢察の上、検討いただきますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

---

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、陳情第2号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号 最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

◎承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号

までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第5、承認第10号及び承認第11号並びに議案第49号から議案第61号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第10号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第10号は承認することに決定しました。

次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第11号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

次に、議案第49号 朝日村男女共同参画社会推進条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。



本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

てを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和3年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎追加議案 議案第62号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第6、議案第62号の議案を上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第7、ただいま提出されました議案第62号について、提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○議長（北村直樹君） それでは、ただいま追加提案されました議案の説明を行います。

議案第62号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ3,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,870万円とするものでございます。

主な内容は、福祉燃料等補助券交付事業費及び子育て世帯等臨時特別支援事業費追加分の計上でございます。担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第8、議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時17分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時33分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開します。

---

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第9、議案第62号の質疑、討論、採決を行います。

議案第62号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 今回の一般会計補正予算の関係につきましては、子育て世帯の臨時特別給付金のものもセットで提案されているということで、これを否決すれば、その関係の方に迷惑をかけますので、私は今回、否決することはできませんが、一つ、やはり福祉燃料費等の考え方です。

そのところは、やっぱり、先ほど補助というところで、まず第一に福祉、そういったところに手当てを講じるという考え方があるという、そういう考え方がある補助なので、村内の消費喚起を図るというのも十分理解できますが、その辺のところも今後は、いろんな施策が出てくる場合には、基準というものをある程度村も考えて、それに照らすという考え方も必要だと思いますので、そのことについて、村長、考える余地があればお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの件ですけれども、おっしゃるとおりだと思います。ですから先ほども申したとおり、やっぱりケース・バイ・ケースで、今後は考えていかなくちやいけないということもあろうかと思っておりますので、今回はこうさせてもらいました。

また今後、いつ何どき、どういったことが起きるか分かりませんし、国のほうから、こういった政策にこのお金を使ってくれよということも、多分、今後出てくると思いますが、そのときには、やはり村として、どうした方法が最善かというところは、今提案のあった基準

というようなものも、もしあったら、それはそれで都合がいいと思いますので、今後検討していきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 理解いたしました。前向きに検討いただくということでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

---



### ◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長より、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書とおおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可します。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は、多くの議案、また追加議案をご審議いただき、原案どおりの可決をいただきました。ありがとうございました。

子供支援や燃料費補助等につきましては、職員全員で鋭意努力をし、なるべく早い支給に努めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、今年の冬は、ラニーニャ現象ということになっているらしくて、厳冬というふうに言われております。今日は、夕方から雪も降るといような予報も出ております。どうか皆様におかれましては、体に、健康にご留意され、ご自愛をされ、また、オミクロン株、この動向もまだつかめませんが、引き続き感染防止に努めていただくようお願いを申し上げます、今定例会の挨拶といたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年朝日村議会12月定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時39分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員